

議案第4号

佐久市教育振興基本計画の策定について

佐久市教育振興基本計画を別紙のとおり制定する。

令和 5年 2月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 2月 日
佐久市教育委員会

佐久市教育振興基本計画

令和5年3月

佐久市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	6
1 計画策定の趣旨	6
2 計画の位置付け	7
3 計画の期間	7
第2章 計画策定の背景	8
1 社会情勢の変化	8
2 国の状況	10
3 長野県の状況	11
4 佐久市の状況	11
5 計画策定における考え方	20
第3章 佐久市の教育の目指す姿	22
1 基本理念	22
2 「目指す姿」を具現するための施策の基本目標	23
第4章 基本計画	24
1 施策の基本目標における施策の方針毎の取組	24
(1) 未来を拓く学びの推進	24
(2) 全ての子どもの状況に応じた学びの保障	34
(3) 家庭や地域の教育力の向上に向けた支援	39
(4) 生涯にわたりともに学ぶ力の育成	43
(5) 豊かな「こころ」を育む学びの推進	46
(6) 健やかな「からだ」を育む学びの推進	53
(7) 多様な学びと協働の仕組みづくりの推進	59
(8) ふるさとと世界の歴史・文化の学びと理解の促進	64
(9) 学びを支える学習環境の充実	68
第5章 計画の推進に向けて	76
1 計画の推進体制	76
2 進行管理	76
参考資料	
1 教育委員名簿	
2 佐久市教育振興基本計画策定の経過	
佐久市教育大綱	
コスモプラン	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、教育の目指すべき姿と方向性を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度に「佐久市教育振興基本計画」を策定しました。

そして、この間グローバル化の進展に伴う地域間競争の激化、ライフスタイルや価値観の多様化など、激しい変革が続く社会において、国際感覚や人権感覚を身に付け、主体的に自ら判断・行動できるたくましい人材の育成に取り組むとともに、互いの個性を認め合い、共に生きる豊かな心を持ち、生涯を通じて学習ができる環境整備や、地域固有の歴史や伝統・文化を生かした、「新たな文化の発祥地」を目指した取り組みを推進してまいりました。

具体的には、国のGIGAスクール構想^{*}の推進に合わせ、全ての小中学校児童生徒に一人一台タブレット端末を配備し、これに合わせ各学校に端末を活用できるよう通信環境等を整備するなどICT^{*}を活用した教育の充実に努めております。また、臼田地区新小学校の新設、佐久平浅間小学校の増築、野沢会館、東会館の改築といった学習環境の整備、「キッズ・サーキット in 佐久」のように佐久を舞台に文化を発信するなど新たな取組も行ってあります。

その一方、少子高齢化による人口減少、情報化社会、グローバル化や多極化、そして地球環境問題などがこれまで以上に進行することが予測されるとともに、先行きが不透明で、将来の展望が非常に困難な時代を迎えようとしております。

子ども達は、こうした時代において、自ら考え、主体的に行動することで、課題を克服し、さらには新たな価値を創造し、社会を変革していく力を身に付けていくことが求められています。

また、令和元年東日本台風により本市も被災するなど、異常気象に伴う大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大といった予測困難な事態においても、いかに学びを止めずに、必要な学びを継続してくかが重要な課題となっています。

このような社会の大きな変化を踏まえ、数々の教育課題に適確に対応するため、令和5年度から令和8年度までの本市の教育施策の方向性を総合的かつ体系的に示す、新たな「佐久市教育振興基本計画」を策定します。

^{*}GIGAスクール構想：Global and Innovation Gateway for Allの略で、Society5.0時代を生きる子どもたちに相応しい、誰一人取り残すことのない公正に個別最適化され、創造性を育む学びを実現するため、「1人1台端末」と学校における高速通信ネットワークを整備する取組の構想

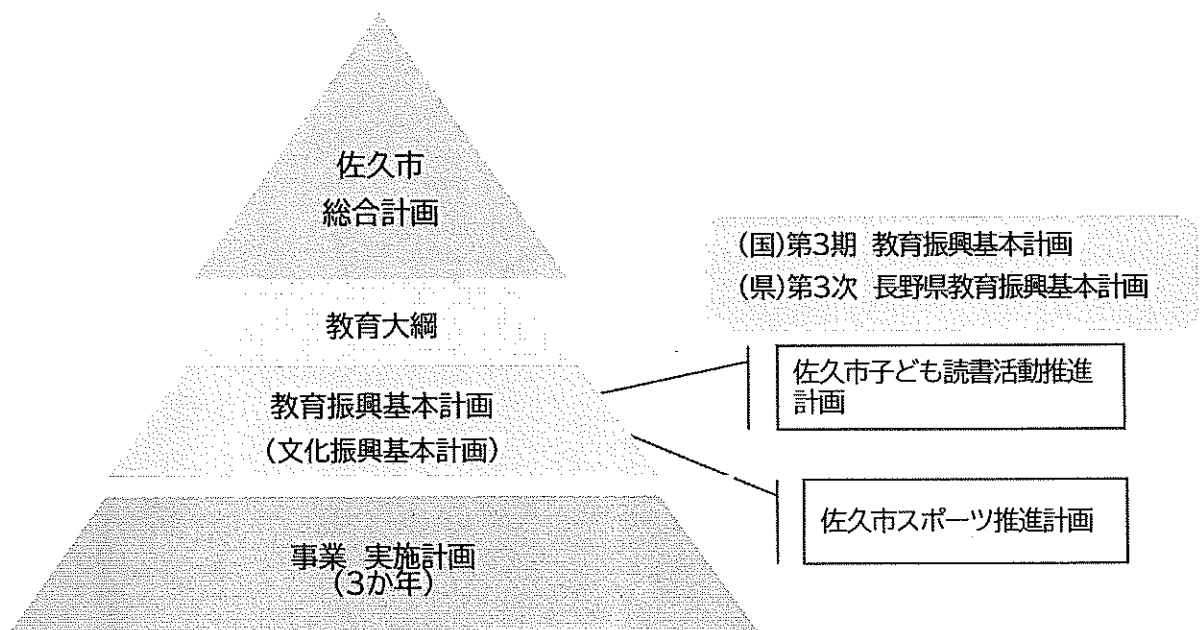
^{*}ICT：Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、佐久市の教育の振興のための基本的な計画とします。

また、本計画は市の最上位計画である「第二次佐久市総合計画」における基本構想の教育・文化分野の施策の方向性である「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」のもとで、教育に関する施策を総合的にかつ体系的に構築する計画であり、「佐久市教育大綱」と基本理念を共有する計画です。

また、「佐久市教育大綱」及び本計画の推進に当たっては、コスモスプラン^{*}の考えを実践の中で生かすとともに、教育分野における他の計画や教育分野以外の各種計画とも整合を図るものとし、「佐久市文化振興基本計画」を内包するものとします。



3 計画の期間

本計画は、令和5年度から令和8年度までの4年間の計画とします。

^{*}コスモスプラン：本計画の実践プラン

第2章 計画策定の背景

1 社会情勢の変化

本計画を策定するのに当たり、教育をめぐる社会情勢の変化を整理します。

(1) 人口減少・少子高齢化の急速な進展

日本の人口は、平成27年の国勢調査において、調査開始以来、初めて減少に転じ、令和2年の国勢調査においてもその傾向は継続しています。国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、令和35年には、日本の総人口は1億人を下回ると予想されています。また、人口構造は、65歳以上の老年人口の割合が増加し続け、15歳から64歳までの生産年齢人口及び14歳以下の年少人口の割合は減少し、少子高齢化が顕著となっています。

人口減少、少子化に伴い、社会を支える生産年齢人口が減少する中、社会の一員として自立し活躍していくためには、より個々の個性や能力、特性を生かした教育や、他者と「協働」しながら新たな価値観を創造する学びなどが求められています。

(2) 人生100年時代の到来

医療技術の進歩などにより、多くの人々が100年以上生きる時代が到来すると考えられています。この人生100年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたり、主体的・創造的に学ぶ力を育む必要があるとともに、その学びを地域の課題解決といった社会変革につなげる機会の充実が求められています。

(3) DX*の進展・超スマート社会(Society 5.0)の実現

IoT*の進展や、スマートフォン、タブレットなど情報端末の普及により、地理的・物理的要件に左右されず、ヒト・モノ・カネ・情報がつながる情報化社会が急激に進展しています。

また、国はDX(デジタルトランスフォーメーション)の推進やICT技術を最大限生かした、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会、「超スマート社会(Society 5.0)」の実現を目指しています。

このような新たな社会を豊かに生きていくためには、「デジタル」と「リアル」の最適な組み合わせにより、ICTをはじめとする新たな技術を使いこなす力を身に付けるとともに、新たな物を生み出す想像力や発想力、他者とのコミュニケーションといった人間にしかできない能力を育む必要があります。

また、子ども達が自ら考え、主体的に行動して責任をもって社会変革を実現していく力を発揮しながら、新たな価値観を創造する力、対立やジレンマを克服する力、責任ある行動を取る力という「変革を起こすコンピテンシー*」を身に付けていく必要があります。

超スマート社会では、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予想されることから、社会人の学び直し(リカレント教育*やリスキリング*)の必要性も高まっています。

※DX: Digital Transformation の略で、情報通信技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること

※IoT: Internet of Things の略で、様々なモノがインターネットにつながり、相互に通信することで、データの収集や遠隔での管理・制御などを行うことができる技術

※コンピテンシー: 優れた成果を創出する個人の能力・行動特性のこと

※リカレント教育: 学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返す教育

※リスキリング: 新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させること

(4) 更なるグローバル化の進展

交通手段の発達だけでなく、ICT技術の進展により、グローバル化が急速に進展する中、外国語によるコミュニケーション能力は、一部の業種や職種だけでなく、生涯にわたり様々な場面で必要とされることが予想されています。

また、国際社会で活躍する人材を育成するには、我が国や郷土の伝統や文化を理解したうえで、他の国や地域の異なる文化を理解し尊重できることが重要です。

これからのグローバル化社会を豊かに生きていくためには、自己を確立しつつ、他者を理解・受容し、自らの考えを積極的に発信できるコミュニケーション能力を身に付けることが求められています。

(5) 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

世界には気候変動、生物多様性の喪失や、資源の枯渇、貧困の拡大といった人類の開発活動に起因する様々な問題があります。これに対し国際社会は、国連サミットにおいて「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、持続可能な開発目標（SDGs）を採択し、各国で取り組みを進めています。

SDGsに掲げられる現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組むことで、問題の解決につながる新たな価値観や行動等の変容をもたらし、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の充実が求められています。

(6) 価値観やライフスタイルの多様化

社会の成熟化が進む中で、「物理的な豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する傾向が強まっています。

また、学びから仕事、老後へと進む単線型の生き方から、生涯のうちに学びや仕事などを何度も繰り返す複線型の生き方へと移行する、人生のマルチステージ化の進行など、人々の生き方や社会全体の在りようが大きく変化しています。

さらには、障がいの有無、性、世代、言語、文化、人種、家庭における困難状況といったあらゆる多様性を認め合い、互いを尊重し、誰もが生き生きとした人生を享受することができる共生社会を目指し、その実現に向けた社会的包摂、誰もが取り残されない、子どもの権利や人権が遵守された社会の実現が求められています。

(7) 新型コロナウイルス感染症がもたらした社会変化

令和元年12月に発生が確認され、その後世界的な大流行（パンデミック）となった新型コロナウイルス感染症は、多くの人々の命と暮らしを脅威にさらすのみならず、日々の暮らしや従来の価値観を一変させました。

従来型の人が集まる多くの社会活動が自粛や休止、規模の縮小などを余儀なくされる中、経済活動だけでなく、学校、地域における様々な活動も存続の危機を迎えるとともに、感染の拡大に伴い、学級閉鎖や休校、生涯学習活動が休止に追い込まれるなど、学びをどう継続していくかが大きな課題となっています。

学びの機会を失わず、学びを止めないためにICTを活用したリモートによる授業や講座、オンライン会議など、教育現場でも今までの仕組みを根底から見直す取り組みを推進していく必要があります。

(8) VUCA※の時代の到来

(1) から (7) に記載したような多様な社会変化が同時に起き、特に新型コロナウイルス感染症のパンデミックによる社会変化のように、予測不可能な未来が、これからの社会の本質的な特徴であるといえます。

このようなVUCA (Volatility (変動性)・Uncertainty (不確実性)・Complexity (複雑性)・Ambiguity (曖昧性)) の時代を、生き抜いていくには、一人ひとりが望む未来を自ら示し、切り拓き、作り上げていく必要があります。

そのためには、超スマート社会といった目指すべき社会の実現とともに、学習者の背景や、特性・意欲の多様性を前提として、学習者視点に立ち、誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学ぶことができ、誰一人取り残されず、一人ひとりの可能性が最大限に引き出され、一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング※が実現されるよう、取り組んでいく必要があります。

2 国の状況

明治5年に学制が公布され、150年が経過しようとする中、国は、教育基本法(平成18年法律第120号)に基づく教育振興基本計画を策定し、教育の振興に関する施策の基本的な方針を示し、講ずべき施策に取り組んでいます。

現計画である第3期(計画期間:平成30年度~令和4年度)の教育振興基本計画においては、その基本的方針を「教育を通じて生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」を最大化する」とし、人生100年時代・超スマート社会(Society 5.0)の到来といった2030年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方を示しました。

また、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力の育成」や、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力の育成」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティーネットを構築する」、「教育施策推進のための基盤を整備する」といった教育の目指すべき方向性を示し、施策を推進しています。

計画策定から約4年経過する中では、一人ひとりの可能性を最大化するための新学習指導要領の着実な実施により、道徳の時間が「特別な教科 道徳」に、小学校高学年においては、英語が教科化されています。また、GIGAスクール構想に基づく一人一台タブレット端末が配備されるとともに、中央教育審議会においては、「学校における働き方改革」、「令和の日本型学校教育」などが答申されています。

さらに、国においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、大きな社会変化が起きている中、第4期の教育振興基本計画の策定に着手し、策定に係る中央教育審議会の諮問においては、2040年以降の社会変化を見据え、超スマート社会(Society 5.0)における変革を起こすコンピテンシーを身に付けることや、ウェルビーイングの実現などが示されています。

※VUCA: Volatility (変動性)・Uncertainty (不確実性)・Complexity (複雑性)・Ambiguity (曖昧性)の頭文字を取った造語で、社会やビジネスにとって、未来の予測が難しくなる状況のこと

※ウェルビーイング: 一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せということ

3 長野県の状況

長野県においては、平成30年に令和4年度までを計画期間とする第3次長野県教育振興基本計画を策定し、「学びの力で未来を拓き、夢を実現する人づくり」を基本理念とし、信州で学ぶ誰もが、これからの予測困難な未来を自ら切り拓き、夢を実現する力を身に付けられることを目指すとしました。

また、基本目標として「生きる力と創造性を育む信州ならではの学びを実践します」、「社会全体で、全ての子どもたちが、良質で多様な学びの機会を享受できるようにします」、「誰もが、生涯、学び合い、学び続け、自らの人生と自分たちの社会を創造できる環境をつくります」の3点を掲げ、基本理念の実現に向け施策を推進しています。

信州人は、厳しく過酷な自然環境の中、「学び」の力で未来を切り拓いてきたことから、その先人たちに倣い、現在、これからの信州人も「学び」の力で未来を切り拓いていけるよう、様々な課題の解決に向け、子どもから大人までが自ら行動し、影響し合い、自然環境や地域に働きかける実践的・協働的な「学び」を推進しています。

さらに、長野県においても次期長野県教育振興基本計画の策定に着手しており、長野県教育委員会において、ウェルビーイングの実現のために身に付けてほしい資質能力などを計画策定において検討しております。

4 佐久市の状況

(1) 教育・文化分野の政策の方向性

本市においては、第二次佐久市総合計画の基本構想における、七つの政策分野におけるまちづくりの方向性の一つである「生涯にわたり学び、生きる力を育むまちづくり」に基づき、教育・文化分野の政策の方向性を示しています。

〈政策の方向性〉

価値観やライフスタイルが多様化し、学び方や働き方の選択肢が広がった現代社会において、将来を担う子ども達が確かな夢や希望を持つことができるよう、生涯にわたり、主体的・創造的に学び生きる力を育むまちづくりを目指します。

人口減少や核家族化により、ひとや地域の絆が希薄となりつつある現代社会において、これまで育まれて来た地域文化を将来に向かって継承していくとともに、心の豊かさを育む生活文化、芸術文化を享受することができるまちづくりを目指します。

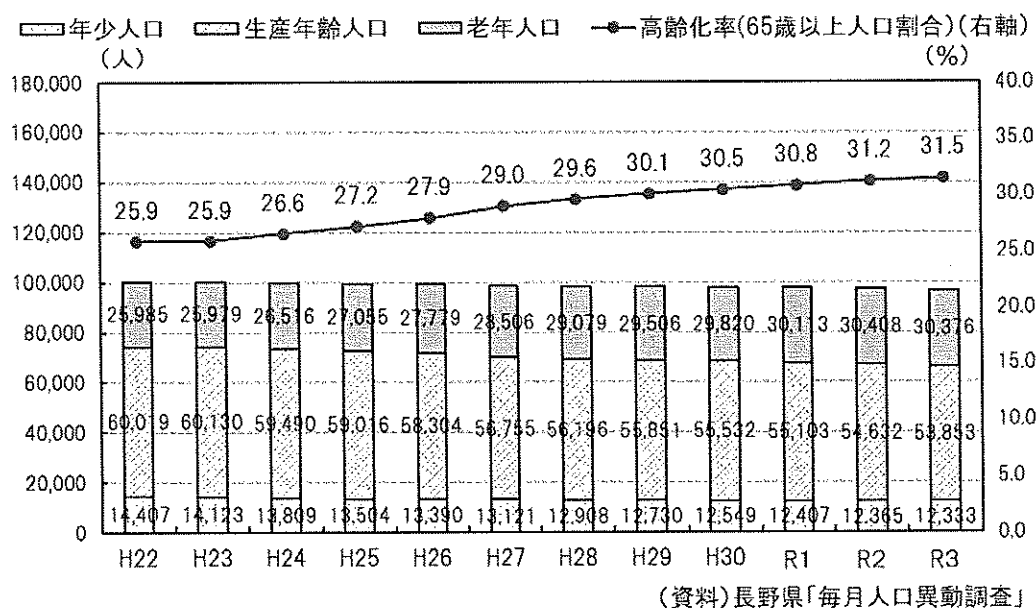
これらの方向性のもと教育に係る新たな佐久市教育振興基本計画を策定し、計画に基づく施策を推進することにより教育の振興に取り組みます。

(2) 本市の教育をめぐる現状

ア 人口減少・少子高齢化の進行

本市の人口は、減少傾向にあり平成26年には10万人を下回っています。また、65歳以上の老年人口の割合は、平成29年に30%を超え、高齢化率は上昇傾向にあります。一方、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）と年少人口（14歳以下）は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

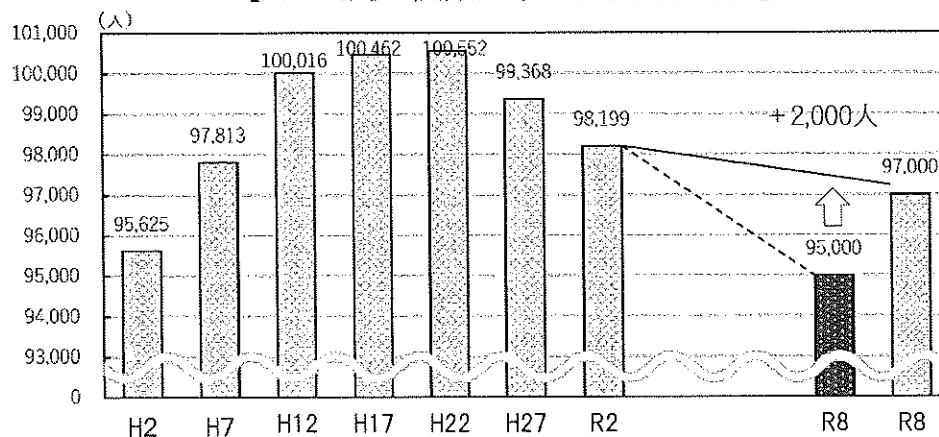
【年齢別人口・高齢化率の推移】



また、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、令和8年には本市の人口は95,000人になるとされており、人口減少が今後も加速度的に進んでいくことが予想されています。現在、本市では第二次佐久市総合計画後期基本計画に掲げる各種施策に取り込むことにより、令和8年における人口の将来展望（目標）を97,000人としており、教育分野の施策についても、市内外の人に将来にわたり選ばれるまちとなるよう取り組む必要があります。

令和8年における人口の将来展望 **97,000人**

【人口の推移（国勢調査）と将来推計・展望】



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」(将来推計の人口)
佐久市「佐久市人口ビジョン」(将来展望の人口、仮定値を万円)

イ 就学前教育の状況

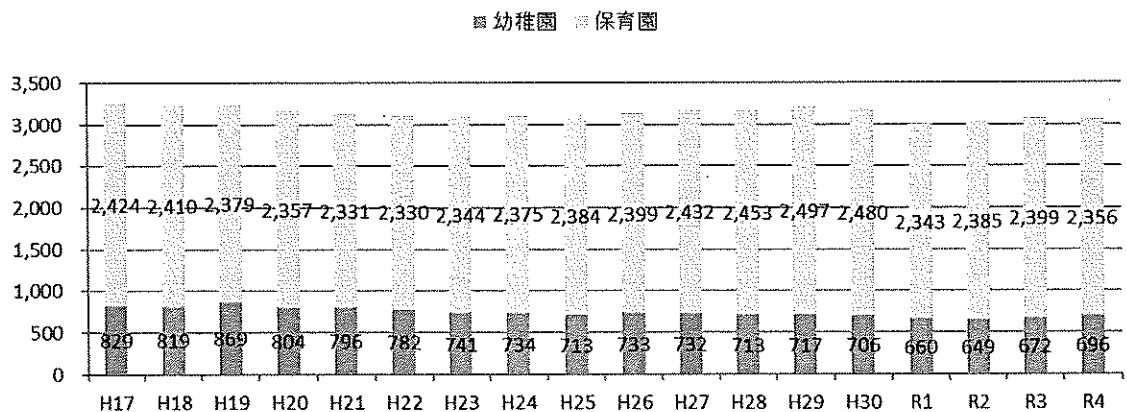
本市には、令和4年現在、私立幼稚園5園、私立認定こども園*1園、公立保育所15園、私立保育所9園、私立小規模保育事業所が2園あります。

特に、小規模保育事業所は令和2年に2園が開園しており、共働き世帯が増加する中、そのニーズに応えた保育所等の設置が進んでおります。

保育園及び幼稚園の園児数は、共働き世帯における需要の増加などから、少子化が進む平成17年以降も、概ね横ばい傾向にあります。

このような中、市全体では定員に余裕があり、待機児童はいない状態ですが、一部の保育園では定員を上回る利用率となっており、今後の適正な定員と利用調整が必要となります。

幼稚園・保育園利用者数の推移



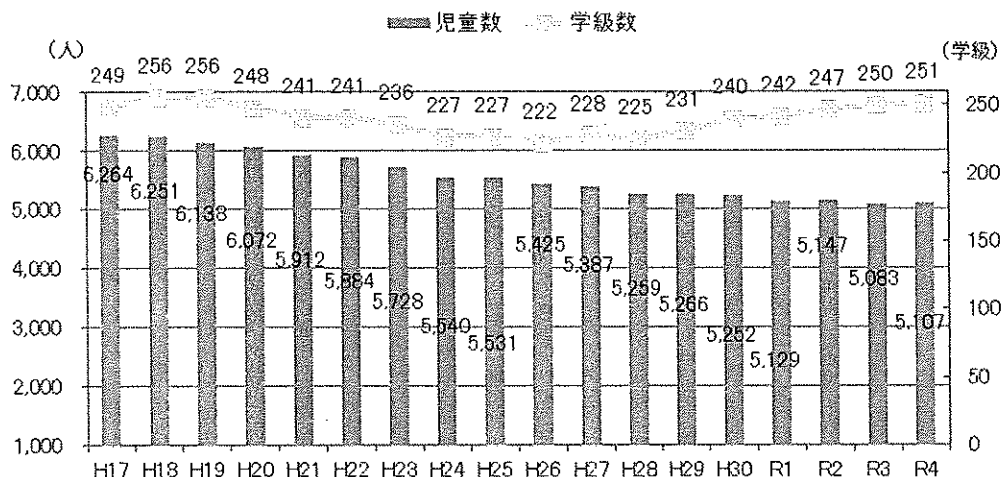
保育園の園児数: 4月1日時点、幼稚園の園児数: 学校基本調査(5月1日時点)

ウ 小中学生児童生徒数の推移

市内小学校の児童数は、減少傾向にあり、平成17年と比較して令和4年は、1,100人以上減少しています。学級数については、普通学級は減少していますが、特別支援学級が増加しており、近年は全体として増加傾向となっています。児童数は減少していますが、様々な特性を持った児童へ適切な支援が求められています。

また、本市には17校の小学校がありますが、建物の老朽化や、児童数の減少等に伴い、臼田地区4小学校が統合し、令和5年4月に新たな小学校が開校する予定となっています。

小学校児童数・学級数の推移



学校基本調査(5月1日時点)

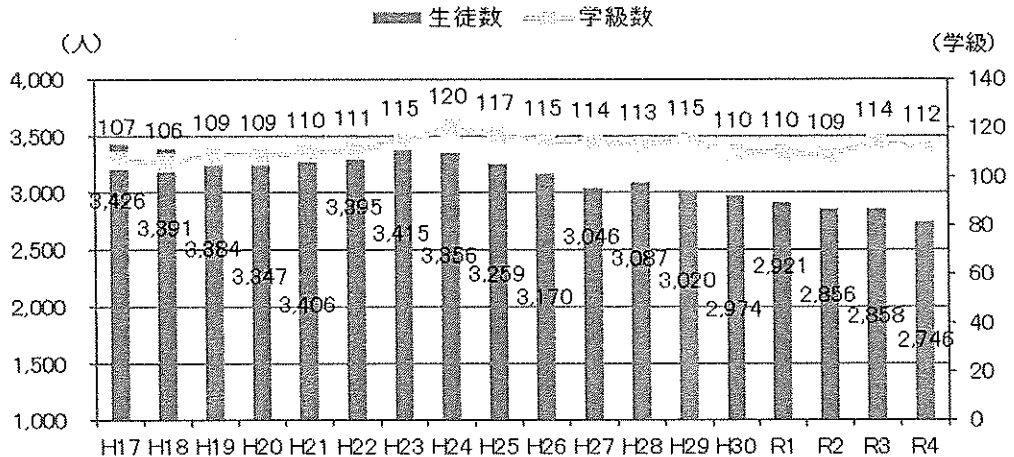
*認定こども園: 「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」、「地域における子育て支援を行う機能」を備え、認定基準を満たし、都道府県知事から認定を受けた施設

市内中学校の生徒数は、減少傾向にあり、平成17年と比較して令和4年は、680人減少しています。学級数については、普通学級は減少していますが、特別支援学級が増加しており、全体では横ばい傾向になっています。小学校と同様に、生徒数は減少していますが、様々な特性を持った生徒へ適切な支援が求められています。

また、本市には7校の公立中学校、1校の私立中学校があります。

全体的には少子化により、児童生徒数ともに減少していますが、市内の一部地域では、開発により人口が増加し、児童生徒数が急激に増えている地域もあり、適正な学校規模を維持していくため、学区別の人口の変化を注視していく必要があります。

中学校生徒数・学級数の推移



学校基本調査(5月1日時点)

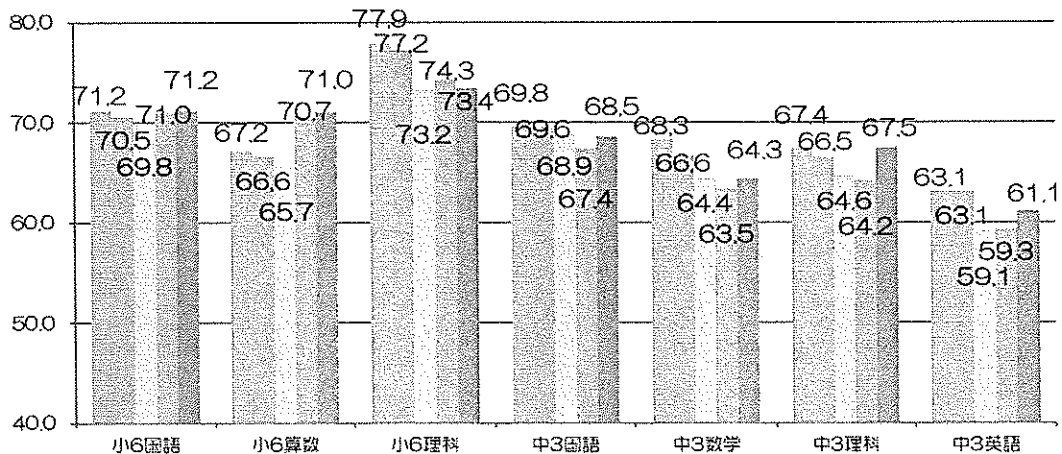
Ⅰ 小中学生の学力の状況

本市では、小中学校において「標準学力検査(教研式CRT)」を実施しています。過去5年間の小学校6年生の結果では、令和2年度、3年度は国語、算数、理科の全ての教科において、学習到達の目安としての到達目標値を超えています。しかし、中学3年生の結果からは、数学、英語において、学習到達の目安としての到達目標値を下回っており、課題が見受けられます。

国が実施している「全国学力・学習状況調査」の結果も踏まえ、学力向上に向けた取組を推進する必要があります。

標準学力検査(教研式CRT)における平均正答率

■H29 ■H30 ■R1 ■R2 ■R3



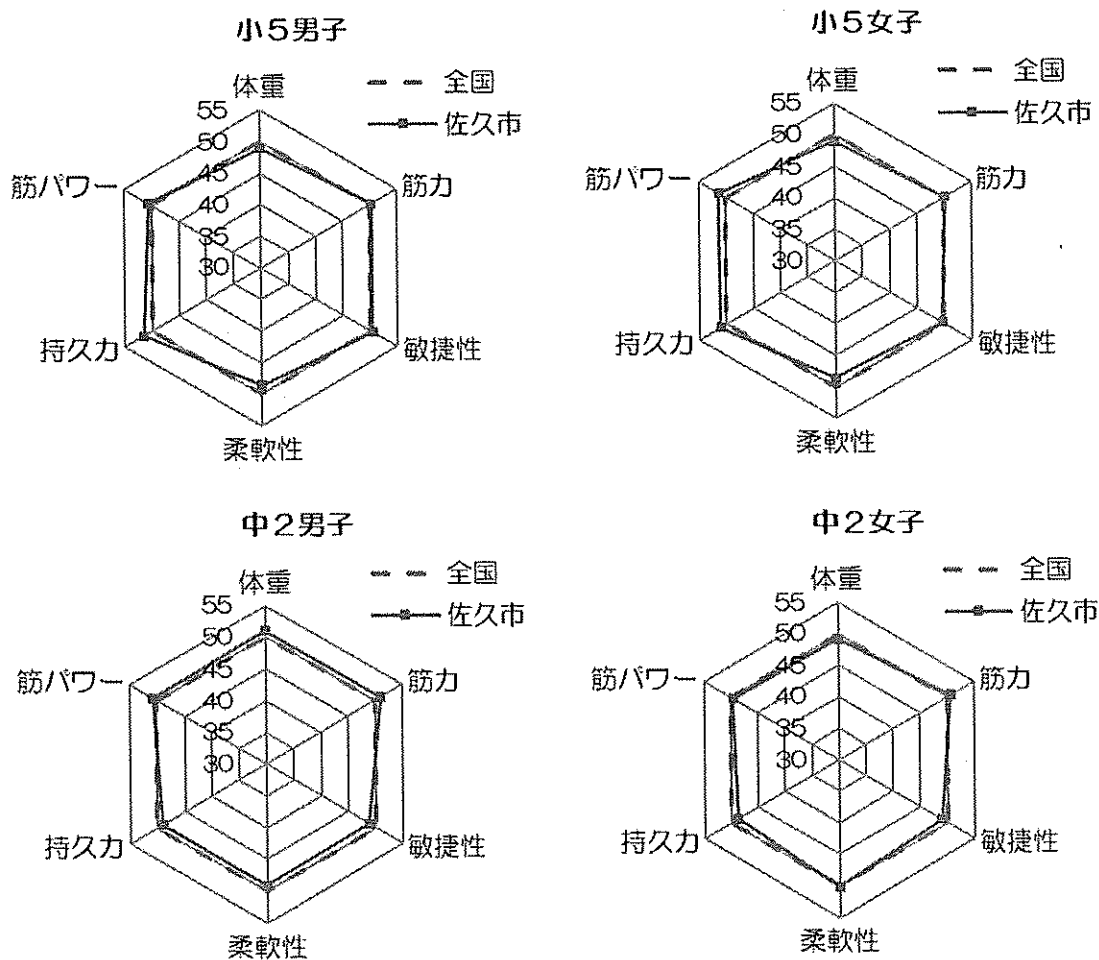
※本検査においては、学習到達の目安として到達目標値が設定されています(小学校70%、中学校65%)。

オ 小中学生の体力の状況

小中学校では、毎年「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されています。令和3年度の結果では、小中学生の男女ともに、敏捷性や柔軟性が全国平均を下回る結果となっています。

生涯にわたり、健康的に生きていくため、子どもたちからの運動習慣の確立や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための、各種活動の自粛などによる運動不足をどう解消していくか、対応が求められています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果(令和3年度)における、
佐久市と全国平均の比較 ※全国平均を50とした場合



カ 小中学生の心の育ちの状況

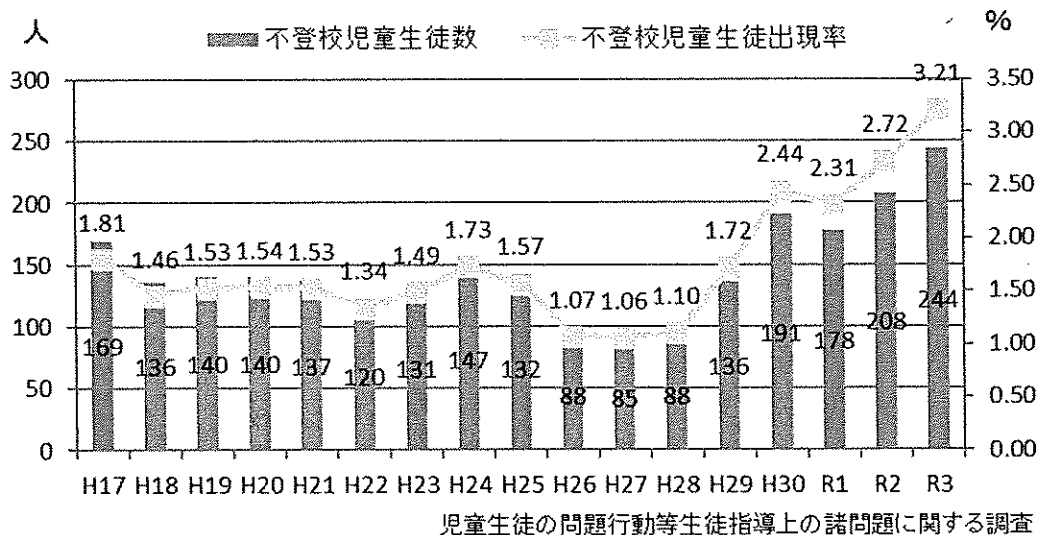
少子化や核家族化の進行等の社会変化の環境に伴い、家族を中心とした触れ合いや地域の行事が減少するなど、子ども達が実際に人と触れ合う機会が少なくなっています。また、その傾向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会全体での行動制限などにより、より顕著になっており、これからの子ども達の心の発達にどのような影響があるか注視するとともに、対応を考えていく必要があります。

このように社会が大きく変化する中、全国的な傾向と同様に、不登校児童生徒数は、平成27年から大きく増えており、その要因も多様化しています。

また、いじめについても、ネット上での「いじり」や「いじめ」が問題となるなど、社会の変化とともにその形態は大きく変化しています。

さらに、ネットやゲームなど、メディア依存と考えられる児童生徒も増えており、時代の変化に合わせた、自ら心を守り、育てる教育が求められています。

不登校児童生徒数及び出現率の推移



キ 学校教育施設の状況

学校施設の老朽化等が進む中、「学校施設の長寿命化計画」を令和3年3月に策定し、計画的な施設の改修等を推進しています。

また、施設の老朽化だけでなく、児童生徒数の増減に伴い必要とされる学校の統廃合や増築、近年の気候変動による熱中症対策としてのエアコン設置、学校におけるICTの活用のための環境整備といった、学びにおいて必要とされる学校施設の改修・改築等を行っています。

今後も、児童生徒が快適な学校生活を送れるように、計画的な施設の改築や長寿命化改修を行っていく必要があります。

ク 高等学校、高等教育の状況

生徒数が減少する中、長野県の第1期高等学校再編計画により、平成27年4月に北佐久農業高等学校、臼田高等学校、岩村田高等学校工業科が再編され、新たに佐久平総合技術高等学校が開校しました。また、令和2年4月に望月高等学校の校舎を活用した長野西高等学校サテライト校が開校し、令和3年3月に望月高等学校が廃止されました。

その結果、現在、佐久市内には公立高等学校4校と、公立高等学校のサテライト校1校、私立高等学校2校が設置されています。

長野県では現在、第2期高等学校再編計画を進めており、佐久市内では、野沢北高等学校と、野沢南高等学校の再編統合の方向性が示されており、今後の動きを注視していく必要があります。

また、高等教育機関については、私立大学及び私立短期大学として、佐久大学及び佐久大学信州短期大学部が設置されており、地域の福祉・医療・子育てを支える人材の育成という重要な役割を担っています。

ケ 生涯学習の状況

人生100年時代を豊かに生きるため、若者から高齢者まで、誰もが学びに向かうことができる環境づくりを進めています。

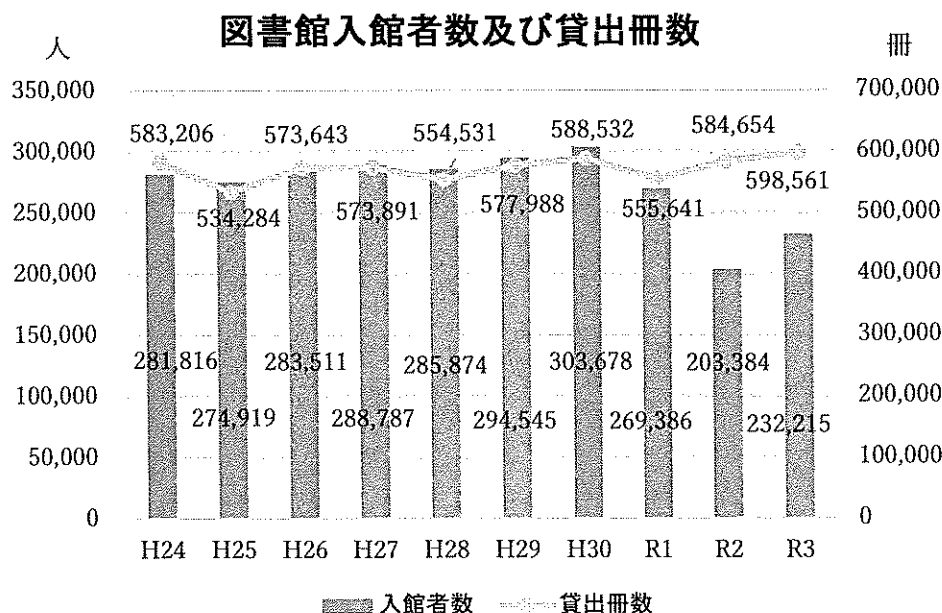
学びに対する多様なニーズを把握し、幅広い年代や様々な立場の市民が参加できるよう、生涯学習情報の提供、生涯学習機会の充実、生涯学習環境の整備、指導者の確保・育成を図る必要があります。

コ 図書館の状況

本市には、中央図書館・サングリモ中込図書館（中央図書館分館）と、望月・浅科・臼田の3つの地域図書館があります。平成28年度から図書館の入館者数は増加し、平成30年度には30万人を超えましたが、令和元年東日本台風による臼田図書館の被災、その後の新型コロナウイルス感染症の影響により、現在貸出数は増加しているものの、入館者数はやや減少傾向となっています。

図書館では、平成28年の移動図書館車の買換え、令和4年の市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」の導入など、読書活動推進・情報拠点として「親しみやすい図書館・集いやすい図書館」を目指し、様々な図書館サービスに取り組んできました。また、令和3年度には、「佐久市公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」を策定し、中央図書館の建替再整備に向けて、他施設との複合化等も視野に入れ検討を進めています。

今後、「図書館資料の充実」、「読書活動推進」に加え、情報拠点として「多様な学習機会の提供」「地域の課題解決に向けた支援」等、関係機関・団体とも連携を図り、誰でも利用しやすい居心地の良い図書館になるよう取り組む必要があります。



サ 青少年健全育成の状況

次代を担う青少年が、心身ともに健やかでたくましく育つため、「明るい家庭づくり」、「心豊かなたくましい青少年づくり」、「健全な社会環境づくり」を進めています。また、グローバル化へ対応した教育の推進のため、市内中学生が海外の姉妹都市や友好都市と相互渡航による研修を行う「ふるさと創生人材育成事業」を行っています。

少子化や核家族化の進行、ネットをきっかけとしたトラブルの増加など、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。地域・学校・家庭・関係団体などと連携し、地域ぐるみで青少年を育てる体制づくり、環境づくりを進める必要があります。

シ 公民館の状況

本市には235の地域公民館と、各地域の核となる7つの地区館、さらにこれら公民館の学習活動を統括・企画調整する中央公民館があります。

公民館は、子どもから高齢者まで幅広い地域の人々が気軽に集う場であり、また市民の学習要望や地域の実情に応じた多様な学習機会を市民に提供したり、生活課題に対応した取組を進めたりする総合的な地域づくりの拠点であることが求められています。

少子高齢化や新型コロナウイルス感染症などにより、地域公民館活動を取り巻く環境が大きく変わる中、「公民館活動の継承と発展」、「若い世代や男性の参加促進」、「地域づくりに繋がる活動推進」といった課題の解決に向け、特色ある講座の充実などに取り組んでいます。

ス 文化芸術の状況

本市の文化施設は、コスモホールなど貸館系施設3施設、近代美術館・天体観測施設・五郎兵衛記念館・望月歴史民俗資料館など観覧系施設9施設の計12施設があり、各地域の特色ある施設として利用されています。

セ 文化財の状況

本市には、旧中込学校や龍岡城跡など、国15件、長野県25件、本市133件の合計173件の指定文化財があります。また、埋蔵文化財等の包蔵地の中には1,164箇所の遺跡があります。

これらの貴重な文化財を後世に伝えるため、適正な管理及び計画的な補修並びに調査等を実施していく必要があります。

ソ スポーツの状況

本市では、令和4年3月に「第二次佐久市スポーツ推進計画」を策定し、スポーツ振興施策の推進を図っています。

スポーツを始めるきっかけづくりやスポーツに親しむことを目的とした各種スポーツ教室、各種競技団体等と連携したスポーツ大会及びイベントを開催しています。

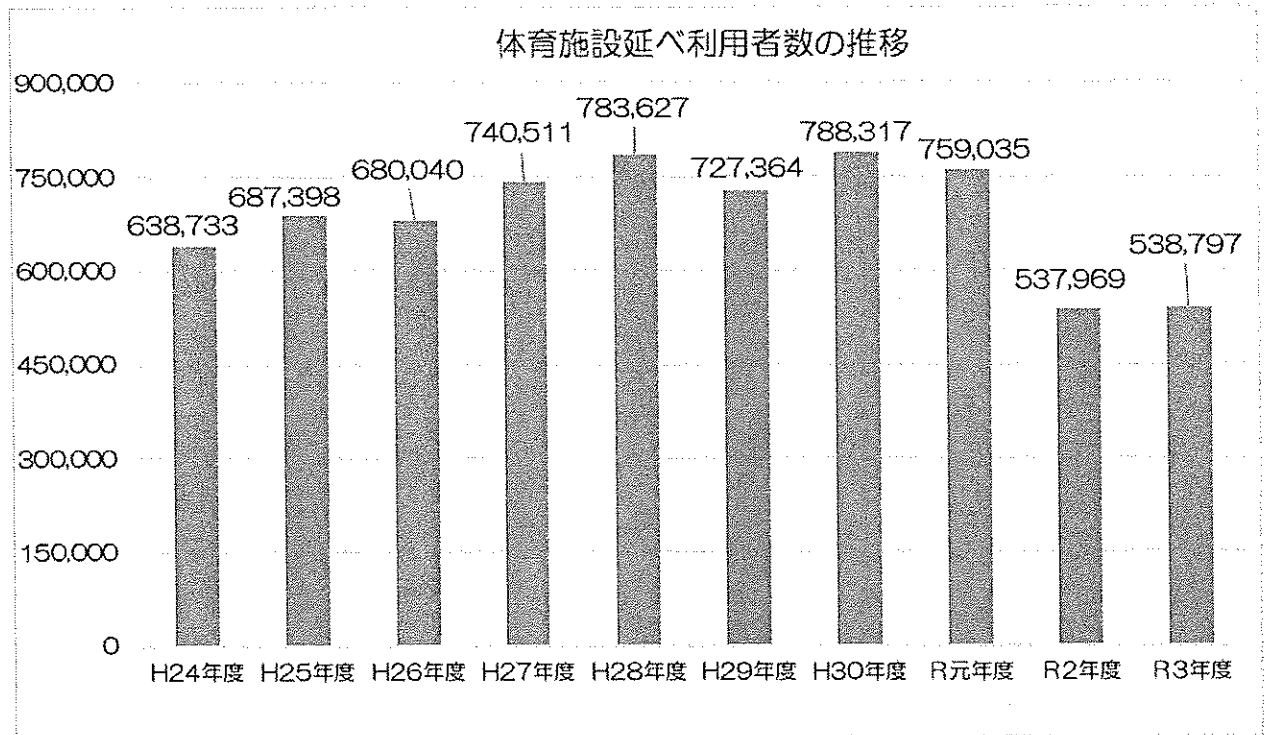
また、市内には、47の社会体育施設^{*1}、市立小中学校24校^{*2}の校庭と体育館（学校教育に支障のない範囲で市民に開放）があり、近年の施設利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響がある期間（令和元年度～令和3年度）を除き、概ね増加傾向となっています。

社会体育施設は、多くの施設で老朽化が進んでいることから、計画的に、施設の改

修や整備を進める必要があります。

※1…令和4年度から駒場公園の「プール・テニスコート・弓道場」を含む

※2…令和5年度から臼田地区の4小学校が統合することにより21校となる予定



タ 人権同和教育の状況

差別や偏見のない明るい社会の実現に向け、家庭や地域、企業で人権同和教育講座や研修会を開催し、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図っています。

また、各小中学校では、人権同和教育副読本「あけぼの」を活用するとともに、全ての学校教育活動を通じて、人権の意義や内容、重要性を理解し、自分と他の人それぞれの大切さを互いに認めることができるよう指導に努めています。

今後も、学校や地域ぐるみで人権同和教育が推進できるよう、指導者の育成や講座等の充実を図っていく必要があります。

5 計画策定における考え方

社会情勢の変化や国、長野県、本市の状況を踏まえ、下記に示す事項を計画策定における基本的な考え方とします。

(1) 基本的な考え方① 教える視点から学ぶ視点への転換

先行きが不透明で、将来の予測が非常に困難な未来を迎えようとしている中、一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイングを実現していくには、子どもも大人も、自ら考え、主体的に行動することで、課題を克服し、更には新たな価値を創造し、社会を変革していく力を付けていくことが求められています。

このことから本計画では、教える人、学ぶ人それぞれが、誰かに何かを教わる「教える視点」、「教わる視点」から、市民一人ひとりが自ら考え、主体的・創造的に学ぶ「学びの視点」をより大切にする、学びの転換を意識し計画を策定します。

(2) 基本的な考え方② 学校教育の分野と社会教育の分野の融合

人生100年時代が到来しようとする中、より豊かに生きていくためには、学校での学びだけでなく、社会での学びが重要となっています。また、学校と地域や企業、様々な団体が連携し、ともに協働的な学びを推進していくことも重要になっています。このことから、本計画では、前計画で行っていた学校教育、社会教育という大きな分野分けはせず、それぞれの施策を横断的に記載し、今後、より必要となる学校教育と社会教育の連携・融合を意識し、計画を策定します。

また、本章を踏まえた計画策定における基本的な考え方を次ページに図で示します。

なぜ今、学びの転換が必要なのか

社会の変化

VUCA「Volatility（変動性）・Uncertainty（不確実性）・Complexity（複雑性）・Ambiguity（曖昧性）」の時代、予測不可能な未来

望む未来を自ら示し、切り拓き、作り上げていく時代

求められる社会の姿

一人ひとりの多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもある
ウェルビーイングの実現

自ら考え、主体的に判断し、行動する力

佐久市の教育の目指す姿 「佐久市教育大綱」

基本理念「生涯にわたり主体的・創造的に学び、
生きる力を育む人づくり、まちづくり

目指す子ども像
「自ら考え、夢と志をもって、
ともに未来を拓く子ども」

目指す市民像
「生涯にわたり学び、互いに支え合い、
輝き続ける市民」

佐久市

教育振興基本計画

（本計画）

- ・教える視点から学ぶ
視点への転換
- ・学校教育の分野と社
会教育の分野の融合

策定におけるキーワード ※国、県の計画も参考に

「ウェルビーイング」、「VUCA」、「変革を起こすコンピテンシー」、「デジタルとリアル
のバランス」、「持続可能な開発のための教育（ESD）」、「カリキュラムマネジメン
ト」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」、「主体的な学び」、「学力向上」、「授業改善」、
「働き方改革」、「ICTを活用した学び」、「コミュニケーション能力」、「外国語教育」、
「キャリア教育」、「共生社会」、「インクルーシブ教育」、「不登校」、「いじめ」、「特別支
援」、「家庭教育」、「情報モラル」、「情報リテラシー」、「健康教育」、「学び直し」、「読書
活動」、「スポーツ」、「多様な文化・芸術活動」、「国際理解」、「郷土教育」

第3章 佐久市の教育の目指す姿

1 基本理念

全ての市民が生涯にわたり主体的・創造的に学ぶことで、一人ひとりの市民の個性も光り輝き、その集合体であるまちの活力を生み出します。

本市では、生きる力を育む人づくりと、それを支えるまちづくりを推進するため、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

生涯にわたり主体的・創造的に学び、生きる力を育む人づくり、まちづくり

基本理念を実現することにより目指す姿として、「目指す子ども像」、「目指す市民像」を定めます。

【目指す子ども像】

自ら考え、夢と志をもち、自ら未来を描く子ども

変化の激しい時代を生き、未来を拓いていくために、人や自然とのかかわりあいの中で、自ら考え、夢と志を育みながら新たな世界を創っていくことができる子どもを「目指す子ども像」とします。

【目指す市民像】

生涯にわたり学び、互いの力を合し、輝き続ける市民

人生100年時代において、多様な学びを重ね、また地域社会の未来を拓いていくために他者と協力し合うことにより、互いの個性を生かしながら自己充足感をもって活躍し続けることができる市民を「目指す市民像」とします。

2 「目指す姿」を具現するための施策の基本目標

人づくり・まちづくりの視点から、目指す姿を具現化するための施策の基本目標を下記のとおりとします。

【人を「そだてる」 ～人づくり～】

- (1) 未来を拓く学びの推進
- (2) 全ての子ども状況に応じた学びの保障
- (3) 家庭や地域の教育力の向上に向けた支援
- (4) 生涯にわたりともに学ぶ力の育成
- (5) 豊かな「こころ」を育む学びの推進
- (6) 健やかな「からだ」を育む学びの推進

【人・まちを「つなげる」 ～人づくり・まちづくり～】

- (7) 多様な学びと協働の仕組みづくりの推進
- (8) ふるさとと世界の歴史・文化の学びと理解の促進

【学びの場を「ととのえる」 ～人づくり・まちづくり～】

- (9) 学びを支える学習環境の充実



コスモスマーク ⇒ この計画期間に重点的に取り組む施策

第4章 基本計画

1 施策の基本目標における施策の方針毎の取組

人を「そだてる」 ～人づくり～

(1) 未来を拓く学びの推進

ア 個別最適・協働的な学びによる探究的な学びの推進

《現状と課題》

- 未来を拓く学びを推進するため、多様な子ども達が誰一人取り残されることなく、全ての子ども達の可能性を引き出す「個別最適な学び」と、子ども達の多様な個性が最大限に生かされる「協働的な学び」の一体的な充実が求められています。
- 小中学校においては、本市における教育の実践プランである「コスモスプラン」を踏まえ、児童生徒の課題を解決していく総合的な実践力の向上に向けた指導を行っています。今後、主体的・対話的で深い学びによる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を推進するため、「コスモスプラン」の更なる深化を進める必要があります。
- 児童生徒が主体的に学習課題を持ち、探究的な学びが展開されるよう取り組んでいますが、知識偏重、一斉指導の授業が未だに残っています。今後、社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となっている中、このような変化を前向きに受け止め、児童生徒が自ら考え、主体的に行動し、課題を解決し、社会変革を実現することができる力を身に付けることが求められており、自ら学ぶ探究的な学びをより充実していく必要があります。
- 文部科学省が毎年実施している全国学力・学習状況調査や本市が独自に実施している標準学力検査（教研式CRT）等の学力検査の結果を参考に、児童生徒一人ひとりの学力・学習状況や定着等を分析し、各学校に対して情報提供や指導上の支援等を行っています。調査等の分析結果を授業改善に適確に繋げていく必要があります。
- 全国学力・学習状況調査の結果から、授業時間以外の学習時間が全国と比較して少ない傾向があります。学習習慣の定着とともに、一人ひとりの学習状況に合った家庭学習を推進していく必要があります。
- 児童数の減少に伴い、長野県の教員配置基準では専科教員が加配されない小学校では、理科や音楽等における専門的・実践的な学びへの影響が心配されることから、専科教員が配置されない小学校に市独自に該当教科の支援員を配置しています。今後も児童数の減少が見込まれることから、専科教員の配置については、長野県に基準の見直しなど要望をしていく必要があります。

《今後の主な取組》

- 「個別最適な学び」は、「指導の個別化」と「学習の個性化」に整理され、児童生徒が自己調整しながら学習を進められることが重要であることから、個々の児童生徒に応じた学びと、児童生徒が主体的、探究的に学びを深め、広げていく学びを推進します。
- 探究的な学習や体験活動などを通じて、児童生徒同士だけでなく、地域の方など多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を推進します。
- 「コスモプラン」の現代的意義を踏まえ、更なる深化により、受動的に教わる、覚える教育から児童生徒自らが主体的・能動的に学び、考える、未来を拓く学びへの変革を推進します。
- 様々な課題を発見・解決する能力の向上を図るため、学力向上支援を実施し、主体的に学び、行動する力を育成するとともに、創造性、共感力を育む学びを推進します。
- 学校や地域における課題の解決や、学校生活を自分たちの手でよりよくするための活動に、児童生徒が自ら考え、主体的に取り組めるよう児童会・生徒会活動をはじめとした取組の充実を推進します。
- 「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」の継続的な実施により、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題把握と授業改善に取り組むことにより、学力の向上に努めます。
- 家庭での学習の時間と児童生徒が家族と過ごす時間を確保した生活づくりができるように、家庭と学校が連携した取組を推進します。また、一人ひとりの学習の状況に合わせて主体的に家庭学習に取り組む、家庭における探究的な学びの充実を促進します。
- 小学校における専科教員の配置増について、長野県に対して要望するとともに、理科支援員の適切な配置により、専門的、実践的な学びの充実を図ります。
- 長野県教育委員会の「市町村の特色ある教育を支援する教員配置事業」を活用し、グローバル化社会に対応した英語教育や、問題解決学習のエキスパート教科である理科教育において特色ある教育を推進します。

イ 幼児教育から高等教育まで切れ目のない連携と支援の充実

《現状と課題》

- 保育園や幼稚園、認定こども園の利用を希望する保護者のニーズに対応するとともに、様々な特性を持った子どもの発達段階に応じた心身の健康的な発達のため、幼児教育の充実を図る必要があります。
- 幼稚園や保育園、認定こども園と小学校の生活では、環境が大きく変化するため、きめ細やかな情報の共有に取り組む必要があります。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などにつながる場合があります（いわゆる中1ギャップ）。そのため、入学後の早い段階から中学校の授業や学校生活の雰囲気慣れ、スムーズに中学校生活をスタートできるように配慮する必要があります。
- 児童生徒一人ひとりの特性やとりまく環境・課題等が多様化していることから、小中学校間においてきめ細やかな情報交換を行う必要があります。
- 市内の各高校と小中学校間において交流活動を実施するとともに、中学校においては、進路指導の一貫として、高校への体験入学等を行い高校教育への理解を深める活動を実施しています。今後もスムーズな高校進学のために各高校と連携をしていく必要があります。
- 令和2年度末をもって望月高等学校が廃止され、多様な背景を持つ生徒たちの新たな学びの場として、望月高等学校校舎を活用した長野西高等学校望月サテライト校が令和2年4月に開校しました（令和2年度は校舎を共用）。
- 令和3年4月に、佐久大学では人間福祉学部を、佐久大学信州短期大学部では子ども福祉専攻をそれぞれ開設しており、地域における保健・医療・福祉人材の育成において重要な役割を担っています。地域の発展や人材育成などを目的に、令和2年8月に佐久大学、佐久大学信州短期大学部と、令和3年1月に信州大学と包括連携に関する協定をそれぞれ更新しました。今後も地域の高等教育機関と連携することで、地域の課題解決に向けた取組を推進する必要があります。

《今後の主な取組》

- 子ども達一人ひとりの個性と発達の段階を踏まえた教育や、地域の人や自然・文化に触れあう活動を促進します。
- 子育て世代の多様なニーズに対する選択肢の拡充を図るため、認定こども園への移行に対し支援を実施します。

- 「幼保小連絡協議会」や「幼保小連絡会」の開催などを通して、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の連携を強化するとともに、多様な特性を持つ子ども達の情報を共有するなど、幼児教育から学校教育への円滑な移行に努めます。
- 小学校から中学校へスムーズな進学ができるよう、小学校児童の中学校生活の体験活動を推進し、新しい環境での学習や生活に早く慣れることができるよう努めます。
- 中学校区で組織する中学校区教育推進委員会で小中学校間のきめ細かな情報交換を行い、必要に応じて早期対応を行うなど小中学校のスムーズな接続を図ります。
- 各高校と小中学校間の連携、交流活動を推進し、児童生徒の高校教育への理解を深めるとともに、一人ひとりの自己実現を目指した進路指導体制の充実に努めます。
- 地域における高校の担う役割は、次代を担う人材の育成や地域活性化の観点からもより一層大きくなっていることから、長野県の高校再編に向けた動向を注視するとともに、高校の活性化について連携した対応を図ります。
- 信州大学や佐久大学、佐久大学信州短期大学部と締結している包括連携協定に基づき、地域の発展と人材の育成に資する取組を相互に連携して行うとともに、大学が有する専門知識・人材の活用による児童生徒への多様な学習機会の拡充を図ります。

ウ ICTを活用した教育の推進



《現状と課題》

- これから迎える超スマート社会（Society 5.0）に対応した、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せによる教育や学習の在り方が求められています。
- 令和3年度から小中学校に一人一台のタブレット端末が配置され、様々な学習の場面でその活用が始まっています。ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成のため、教職員の資質の向上への取組や、ICT支援員など専門人材による支援を充実していく必要があります。
- 学校におけるICTの活用のための環境や、大型提示装置※、実物投影機※などICT機器の整備を図るとともに、その機器や環境の利点を最大限に生かした教育を推進する必要があります。
- 学校における先進的な情報教育の取組や、ICTの活用方法を調査、研究し各学校の授業等で生かしていく必要があります。
- 児童生徒に電子メディアへの依存傾向やネット上のトラブルに巻き込まれる事例があることから、早い段階から情報モラルを身に付ける必要があります。

※大型提示装置：大型ディスプレイやプロジェクターなど、デジタルコンテンツを大きく映す提示機能を持つ装置のこと
 ※実物投影機：教科書などの被写体を手で撮影し、大型提示装置などに映せるよう映像信号に変換する装置のこと

- 社会の情報化は加速度的に進んでいることから、子どもだけでなく、保護者や教職員も情報を正しく安全に活用するための知識を身に付ける必要があります。
- 子どものころから電子メディアに長時間触れることは、心身の健康や成長に影響があることから、平成28年から保護者を中心に立ち上げた「Saku Kidsメディア Safety※」を中心に、電子メディアとの付き合い方を家庭と連携して考え、周知しています。電子メディアはこれからもより便利に、また機能は複雑化していくことから、子どもの利用について、これからも家庭とともに考えていく必要があります。
- 図書館及び公民館では、地域の情報拠点として、知識や情報資源を蓄積・保存・提供するとともに、市民の情報及び情報伝達手段を主体的に選択し、活用していく能力の向上に資するための取組を推進する必要があります。
- 近代美術館には、多くの収蔵資料があることから、ICTを活用し、その価値を伝え、学びに生かす環境づくりに取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 本市における学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性等を示す「佐久市学校情報化推進計画（仮称）」の策定し、計画的に施策を推進します。
- ICTを活用した児童生徒の資質・能力の育成のため、教職員の資質向上に向けた研修会の実施や、ICT支援員など専門人材による支援に努めます。
- 学校におけるICTの活用のための環境整備を図るとともに、個別最適な学びと、協働的な学びを進める上で有効なICT機器、ソフトウェア等の導入を検討します。
- ICTの活用に関するパイロット校を設け、先進的な事例や取組を調査、研究し、その成果を各学校へ横展開することで、より効果的なICTを活用した教育を推進します。
- 情報を正しく安全に活用するための知識を身に付ける情報モラル教育を推進するとともに、電子メディアへの依存による心身の健康や成長への影響などを児童生徒に周知し、児童生徒が自分自身で考え電子メディアを正しく活用できるよう取り組みます。
- 情報化社会の変化に応じて、必要とされる情報モラルを身に付けるため、児童生徒だけでなく、保護者や教職員の学習の機会の確保に努めます。
- 「Saku Kidsメディア Safety」と連携する中で、保護者とともに、さらに進化していく電子メディアとの付き合い方を考え、子どもの成長の妨げとならないよう取組を推進します。

※情報モラル教育：情報社会を生き抜き、健全に発展させていく上で、誰もが身につけておくべき考え方や態度を育てる教育

※Saku Kidsメディア Safety：佐久市PTA連合会を中心に構成される、ネットやゲームといった電子メディアとの上手な付き合い方について、啓発活動等を行う団体

- 図書館及び公民館では、情報活用能力の向上を支援するためICT等を使った学習機会の提供に努めるとともに、そのための環境整備に努めます。
- 近代美術館では、収蔵資料の写真等のデジタル化を推進するとともに、ICTを活用した学びの環境づくりを推進します。

I 急激な社会変化とグローバル化に対応した教育の推進

《現状と課題》

- 社会のグローバル化に伴い、英語教育の重要性は益々大きくなっており、令和2年度から小学校では、5・6年生で英語が教科、3・4年生で外国語活動が始まるとともに、中学校では、英語の授業は基本英語で行うこととなりました。こうした英語教育の拡充・高度化に対応するため、指導体制を充実していく必要があります。
- 生きた言葉で英語によるコミュニケーションができるよう、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）、（発表）」、「書くこと」の4技能5領域ごとに学習到達目標を設定し、英語教育に取り組んでいく必要があります。
- 英語によるコミュニケーション能力の育成及び、異文化理解の促進を目的として、公立小中学校にALT*（外国語指導助手）を配置し、授業等において児童生徒との交流を行っています。初めて海外で活動するALTも多いことから、来日後の生活面での支援を行う必要があります。
- 地域英語協力者が教員と一緒にゲームや歌などを取り入れた授業を行い、英語に慣れ親しませる地域英語コミュニケーション事業を実施しています。外国語活動における地域英語協力者の活用の充実を図る必要があります。
- これからのグローバル社会を生きていくためには、主体的に自らの国の伝統や文化を理解した上で、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生できることが重要であることから、英語教育を通して、様々な文化を持つ世界中の人と繋がれるコミュニケーション能力を育成する必要があります。
- 自国文化の理解を深めるため、武道や日本の伝統音楽や伝統芸能に触れる機会の充実を図っています。
- 外国の文化・価値観等に触れる機会を提供するため、佐久市ふるさと創生人材育成事業として、市内の中学生が姉妹都市であるエストニア共和国サク市、友好都市であるモンゴル国ウランバートル市を訪問する「中学生海外研修」や両国の生徒を迎え、市内小・中学校で授業体験などの交流を行う「子ども交流研修」を実施しています。毎年継続的に相互交流ができるよう、社会情勢の変化など外的要因に左右されない交流方法などを検討する必要があります。

*ALT：Assistant Language Teacher の略で、小・中・高校などで日本人教員の助手として外国語事業に携わり、教材の準備や課外活動などに従事する外国語指導助手

- SDGsに掲げられる現代社会の問題を自らの問題として主体的に捉え、人類が将来にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、身近なところから取り組み、持続可能な社会を実現していくことを目指して行う、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の充実が求められています。
- 環境問題への対応が緊急かつ重要な課題となっている中、次代を担う児童生徒などに対して、環境学習の充実を図る必要があります。
- 地球温暖化による様々な影響を「自分のこと」として認識してもらうよう、「COOL CHOICE運動」への取組を促進するとともに、省エネルギーなどの行動変容に繋がる情報提供、環境教育を引き続き行う必要があります。

《今後の主な取組》

- 児童生徒の英語力の向上を図るため、佐久市英語教育委員会（仮称）を立ち上げ、小中学校の英語教育を推進する行動計画を策定します。
- 小中学校の段階に応じた、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やりとり）、（発表）」、「書くこと」の4技能5領域において、実際に英語を使った言語活動を通して、コミュニケーションの資質・能力の育成を図ります。
- ネイティブスピーカー*であるALTを活用したチームティーチングの充実や、地域英語協力者、ICT機器の活用により、児童生徒が英語によるコミュニケーションに慣れ親しむとともに、英語を通して異文化に興味を持ち、さらなる英語への学習意欲の向上に繋がる取組を推進します。また、日本の生活に不慣れなALTに対して、ALTコーディネーターを配置し、授業等に集中できるよう生活支援を実施します。
- 英語教育を通して、児童生徒が主体的に異文化への理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々を受け入れ、ともに生きていくために必要なコミュニケーション能力の向上に努めます。
- 児童生徒に対し英語を取り入れた体験活動を実施するなど、英語を身近なものに感じ、興味を高め、主体的にコミュニケーションが取れるような取組を推進します。
- 日本の伝統文化や他国の文化、国際社会情勢、社会的な出来事等について学ぶ機会を教科や特別活動、学校行事等において横断的に取り入れることにより、一人ひとりが国際社会の一員であることを理解し、主体的に行動や発信できる能力を育みます。
- 佐久市ふるさと創生人材育成事業「中学生海外研修」、「子ども交流研修」で、外国の文化などに触れる機会の充実を図るための相互渡航による交流を実施するとともに、インターネットなどを活用したSNSやリモートでの交流を推進します。

*ネイティブスピーカー：ある言語を母国語として話す人

- 総合的な学習の時間や生徒会活動などにおいても、SDGsの考え方を取り入れ、児童生徒が主体的に社会の問題を自らの問題として捉え、持続可能な社会の創り手となるよう取り組みます。
- 学校や家庭、地域の皆様を中心にエコ活動の輪を広げるため、引続き市内小学校4年生児童を対象に「わが家のエコ課長」として委嘱をするとともに、更なる環境意識の高揚を図るため、フォローアップ事業の拡充を図ります。
- 国が推進する「COOL CHOICE（賢い選択）※」に賛同し、低炭素型の製品、サービス、脱炭素型のライフスタイルを賢く選択する「COOL CHOICE運動」への取組を促進します。

オ 自立に向けたキャリア教育の推進

《現状と課題》

- キャリア教育として小学校では職場見学、中学校では職業体験や福祉体験学習を実施しています。将来子ども達が、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくため、発達段階に応じたきめ細かいキャリア教育を行う必要があります。
- PTAや学校、地元企業等が連携し、実際の仕事を聞いて、見て、やってみる体験型のキャリア教育を実施しています。引き続き地元企業等と連携することで、職業体験だけでなく、地元企業・産業へ興味を持ってもらえるよう取り組む必要があります。
- 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、その学びの過程を、児童生徒自身が記述し、自身の成長を自己評価できるキャリア・パスポート※を作成し活用しています。学習状況やキャリア形成について、児童生徒自身が考え、評価し、次の行動ができるよう取り組む必要があります。
- 児童生徒が自らの将来を考え、自己の能力や適性、興味等を生かし、主体的に進路の選択ができるよう、各学校において指導・援助に取り組む必要があります。
- 図書館では、子どもたちのキャリア教育の一環として、小学生一日司書体験、中・高・大学生の職業体験、インターンシップの積極的な受入れを行っています。また、他の社会教育施設においても職業体験などの受入を行っており、各施設の仕事内容、司書や学芸員等の職業に興味を持ってもらえるよう努めています。

※COOL CHOICE（賢い選択）：省エネ、低炭素型の製品、サービス、行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動

※キャリア・パスポート：児童生徒が小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動やホームルーム活動を中心として、各教科などと往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ

《今後の主な取組》

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に進路を選択することができるよう、家庭、地域や企業などと連携し、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。
- 将来、地域で活躍する人材を育成していくため、PTAや学校、地元企業等が連携し、地元企業・産業に関する体験型のキャリア教育を推進します。
- キャリア教育に関わる諸活動の充実を図るとともに、キャリア・パスポートを活用し、児童生徒自身が自分の学習状況、キャリア形成について、考え、評価し、自分の将来のために行動ができるよう取り組みます。
- 児童生徒一人ひとりの将来に向けた夢や希望の実現のため、各学校では、具体的な助言や情報提供の充実を図るとともに、小学校、中学校、高校が連携した進路指導の充実に努めます。
- 図書館をはじめ社会教育施設においては、引き続き小学生一日司書体験や中・高・大学生の職業体験、インターンシップを積極的に受け入れるとともに、将来の様々な教育の担い手を育てるキャリア教育の充実に努めます。

◎施策の基本目標（1）未来を拓く学びの推進 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
標準学力検査（教研式CRT検査）における平均正答率 ※学習到達度の目安 小学生70% 中学生65%	小6 国語71.2% 算数71.0% 理科73.4% 中3 国語68.5% 数学64.3% 理科67.5% 英語61.1%	小学校 70%以上 中学校 65%以上 (全科目で到達度の目安以上)
成果指標	実績値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
自宅で自ら計画的に勉強している小学生の割合 ※全国学力・学習状況調査の児童質問紙における、「家で自分で計画を立てて勉強している」かの問いに、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童（6年生対象）	73.6%	75.0%
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
中学3年生における英語検定3級程度等英語力を有していると思われる生徒の割合 ※「令和3年度公立小学校、中学校及び高等学校における英語教育実施状況調査」（文科省実施）	51.6%	60.0%

成果指標	実績値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
<p>学校で、学級の児童生徒と意見を交換する場面での、PC、タブレットなどのICT機器を1週間に1回以上使用した小中学生の割合</p> <p>※全国学力・学習状況調査の児童質問紙における、「学校で、学級の児童生徒と意見を交換する場面で、PC、タブレットなどのICT機器をその程度使っていますか」かの問いに、「ほぼ毎日」「週3回以上」「週1回以上」と回答した児童生徒（小学校6年生、中学校3年生対象）</p>	<p>小学生 42.9%</p> <p>中学生 36.6%</p>	<p>小学生・中学生 60.0%</p>

(2) 全ての子ども状況に応じた学びの保障

ア 特性に応じた特別支援教育

《現状と課題》

- 障がいの有無に関わりなく、多様な特性を持つ児童生徒が増えていることから、小中学校において、「インクルーシブ教育^{*}」への共通理解を図り、その取組を推進する必要があります。
- 障がい等により、特別な配慮を要する児童生徒の支援のため、学校からの要望に応じて特別支援教育支援員を配置し、担任の補助を行っています。特別な配慮を要する児童生徒は増加傾向にあり、また配慮を必要とする特性も多様化しているため、支援体制の充実が求められています。
- 特別な配慮を要する児童生徒への支援のため、佐久市就学支援委員会において、その子にとって最も望ましい就学のあり方を考えています。年々相談件数が増加し、相談内容も多様化する状況において、関係機関との連携をより緊密にする必要があります。
- 学校生活で特別な配慮が必要と思われる子どもについては、市教育委員会の就学支援委員会専門員が各園を訪問し、個々の子どもの特性などについて、就学の相談等を実施するとともに、プレ支援シートを作成し、幼保小の間で就学時の相談や学校生活の支援について情報共有を図っています。幼稚園や保育園等と小学校の生活では、環境が大きく変化するため、きめ細やかな情報の共有に取り組む必要があります。
- 児童生徒の特性に応じた支援として、LD等通級指導教室（まなびの教室）や、言語障害等通級指導教室（ことばの教室）を設置しています。支援を必要とする児童生徒へ適切に支援が提供できるよう、引き続き関係機関が連携していく必要があります。また、聴覚に障がいがある児童生徒が増加傾向にあることから、対応が求められています。
- 図書館では、障がいや様々な特性を持つ方に、その人に合った学びの機会を提供するため、LLブック^{*}やDAISY資料^{*}の充実に努めるとともに、その資料内容や使い方など、必要とされる方への情報提供に取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 特別支援学校（養護学校）に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な学籍を置き、当該小中学校の児童生徒と交流等を行う副学籍制度^{*}を通して、インクルーシブ教育への理解を高めます。

^{*}インクルーシブ教育：障がいの有無に関わらず、誰もが望めば合理的な配慮のもと地域の普通学級で学ぶ教育

^{*}副学籍制度：特別支援学校（養護学校）に在籍する児童生徒が、居住する地域の小中学校に副次的な学籍を置き、当該小中学校の児童生徒とともに行事や学習活動の交流する機会を増やし、地域とのつながりの維持・継続を図る制度

^{*}LLブック：スウェーデン語 Latt Last の略で、フリガナや大きな絵短い文章を使いやすく読める本のこと

^{*}DASY資料：Digital Accessible information System の略デジタル録音された音声による図書のこと

- 多様な特性を持つ児童生徒にとっての個別最適な学びを実現するために、教職員の「インクルーシブ教育」への共通理解を図るとともに、特別支援教育にかかる研修等の充実に努めます。
- 障がい等により、特別な配慮を要する児童生徒の状況に応じた、特別支援教育支援員の配置に努めるとともに、支援員の資質向上のため、研修会を開催し、特別支援教育への理解を深め、より実践的な内容を学べる機会の充実に努めます。
- 支援を必要とする幼児、児童生徒の個々の状況を把握し、より適正な就学支援ができるよう、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校、特別支援学校等の関係機関における情報の交換や共有に努め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を推進します。
- 中学校区で組織する中学校区教育推進委員会で小中学校間のきめ細かな情報交換を行い、必要に応じて早期対応を行うなど小中学校のスムーズな接続を図ります。
- 図書館では、インクルーシブな学びの推進のため、DAISY資料やLLブック等、利用者の様々な特性に応じた図書館資料の収集と提供を推進するとともに、積極的な広報に努めます。

イ 環境に応じた就学援助等の充実

《現状と課題》

- 経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、要保護・準要保護児童生徒就学援助制度に基づき支援を行っています。実情に応じた支援となるよう、準要保護基準の引上げや支給項目を増やしていますが、今後も、社会情勢や国の動向も注視しながら、見直し等を行っていく必要があります。
- 故大工原朝代様のご遺志に基づく寄附金を財源に、平成27年度から要支援児童等を監護又は養育している保護者等に大工原朝代記念基金就学等支援金を支給しています。
- 修学の意志と能力がありながら、経済的な理由で修学が困難な人の進学を支援するため、高等学校及び大学等の就学者に対して奨学資金の貸付を行っています。平成29年度からは、若者のUターン促進のため、一定の要件を満たした奨学生に対して償還金の一部を免除する制度を佐久市奨学金制度において開始しました。また、令和3年度には、保育士不足の解消のため、一定の要件を満たした奨学生に対して償還金の全額を免除する保育士修学資金貸付金を開始するなど、目的を持った支援制度の充実に努めています。
- 平成30年度からは、経済的な理由で修学が困難な人の大学への進学を支援するため、給付型のSAKUコスモス育英基金奨学金を開始しています。

- 全国的に給付型の奨学金制度が整備されるなどの影響により、佐久市奨学金制度の利用者が減少傾向にあります。利用者のニーズ、支援の目的、効果等を検討する中で、制度の在り方を考えていく必要があります。
- 各種就学支援制度、奨学金制度は、申請が必要な制度となるため、支援を必要とする児童生徒、保護者へ学校等を通じて広く周知する必要があります。
- 家庭の事情により、本来大人が担うべき、家事や家族の世話をしている「ヤングケアラー※」と呼ばれる子どもへの支援が求められています。

《今後の主な取組》

- 児童生徒が等しく教育を受けられるように、経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者等に対し、就学援助費、特別支援教育就学奨励費及び大工原朝代記念基金就学支援金により支援を実施するなど、就学支援を推進します。
- 各奨学金制度の貸付の状況やニーズに応じ制度の見直しに務めます。また、償還金の一部免除や全額免除の要件などを積極的に周知することで、本市で定住することの動機付けとなるよう努めるとともに、利用者の増加を図ります。
- 各種就学支援制度、奨学金制度について、必要とする児童生徒、保護者に支援が届くよう、制度の周知等に努めます。
- 関係機関と連携する中で、ヤングケアラーの実態を把握し、必要とされる支援等に繋げるため、ヤングケアラーへの理解や相談体制の充実に努めます。

ウ 多様な子どもの学習機会の保障

《現状と課題》

- 日本語指導の必要な児童生徒のため、日本語教室を設置しています。社会のグローバル化に伴い、様々な国の出身の児童生徒が増えており、学習機会の確保が求められています。
- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児※が増加する中、令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に関する法律」が施行され、地方公共団体においても医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。医療的ケア児の学習の機会の確保と健やかな成長のため、学校での受け入れ体制の充実や医療的ケアを行う看護職員の確保に取り組む必要があります。

※ヤングケアラー：障がいや病気、要介護などを抱えていてケアを要する家族がおり、介護を担わざるを得ない状況で家事や家族の世話などを行う18歳未満の子どものこと

※医療的ケア児：人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと

《今後の主な取組》

- 日本語教室を開室し、日本語指導の必要な児童生徒への教育支援を実施します。また、保護者の送迎により通室が困難な児童生徒のために、スクールタクシーを運行します。
- 居住する地域の小中学校に入学を希望する医療的ケア児の受入のため、「佐久市立小・中学校における医療的ケア実施に関するガイドライン」に基づき、学校での受け入れ体制や支援の充実を図るとともに、関係機関とも連携する中で、医療的ケアを行う看護職員の確保に努めます。

I 不登校対策の充実



《現状と課題》

- 不登校児童生徒数は、全国的に増加傾向にあり、本市においても増加しています。また、その原因は多様化、複雑化していることから、児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を図るとともに、多様な学びの場を提供することが求められています。
- 不登校や不登校傾向の児童生徒が安心して過ごし、学習意欲などを育む場として、佐久市チャレンジ教室を開室しています。不登校児童生徒の支援においては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指していく必要があります。
- 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活に移行する段階で、不登校などにつながっていくことがあります（いわゆる中1ギャップ）。そのため、入学後の早い段階から中学校の授業や学校生活の雰囲気慣れ、スムーズに中学校生活をスタートできるように配慮する必要があります。
- 各学校での不登校対策の充実を図るため、各学校のいじめ防止や不登校対策に係わる担当教職員で構成する「いじめ不登校等担当者会」を開催しています。
- 児童生徒や保護者の様々な悩みの相談窓口として、学校現場を熟知したスクールメンタルアドバイザーによるコスモス相談*を実施しています。
- 不登校等の実態把握と総合的な対策を検討するため、教育関係者、医師、保健師等による「佐久市不登校等対策連絡協議会」を設置しています。また、不登校等対策連絡協議会においては、平成28年に「不登校等対策・取組への提言」をまとめ、市内の教職員の不登校対策に取り組むための手引きとして活用しています。

*コスモス相談：市教育委員会が実践している児童生徒の不登校・いじめ・就学などの諸問題や子育てに関する教育相談

《今後の主な取組》

- 不登校児童生徒が安心して過ごすことができる学びの場として、自ら進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指していくことができるよう、各学校における中間教室や佐久市チャレンジ教室の指導体制や機能等の充実に努めます。
- 不登校児童生徒の増加に伴い、チャレンジ教室の利用者も増加傾向にあることから、不登校児童生徒の多様な学びの在り方について、検討を進めます。+
- 小学校から中学校へスムーズな進学ができるよう、小学校児童の中学校生活の体験活動を推進し、新しい環境での学習や生活に早く慣れることができるよう努めます。
- 「いじめ不登校等担当者会」において、各学校の不登校対策に係る情報共有や、事例研究などの研修を行うことで、不登校対策の充実に努めます。
- 不登校などの様々な問題に対応するため、学校との情報共有やスクールメンタルアドバイザーやチャレンジ教室の適応指導員、ハートフルフレンド*等の連携により、児童生徒一人ひとりに寄り添った支援を実施します。
- 社会の変化にあわせ、不登校等対策連絡協議会において平成28年にまとめた「不登校等対策・取組への提言」を改めるとともに、この新たな提言に基づき各学校、保護者、関係機関が連携し不登校対策に取り組みます。
- よりきめ細やかで、専門的な知見から検討を行うため、現在の不登校等対策連絡協議会における機能を、不登校対策と、いじめ対策に分け、それぞれで協議会を設置することで充実した取組を検討します。

◎施策の基本目標（2）全ての子ども状況に応じた学びの保障 数値目標

成果指標	実績値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
学校に行くのが楽しいと思う小中学生の割合		
※全国学力・学習状況調査の児童質問紙における、「学校に行くのは楽しいと思いますか」かの問いに、「思う」「どちらかといえば思う」と回答した児童生徒（小学校6年生、中学校3年生対象）	小学生 84.0% 中学生 82.0%	小学生 85.0% 中学生 83.0%

*ハートフルフレンド：不登校、ひきこもり傾向の強い児童生徒の家庭を訪問し、児童生徒の話し相手をしながら、不登校になった原因や悩みを聞き、その改善策方向性を考えたり、家庭が抱える課題等を把握していくこと等により支援を行っている者

(3) 家庭や地域の教育力の向上に向けた支援

ア 地域の中で学びあえる体制の充実

《現状と課題》

- 地域での市民の多様な生涯学習活動を支援するため、様々な分野の指導者や専門知識を有し助言をすることができる人材情報を佐久市生涯学習リーダーバンク※に登録し情報提供していますが、新規登録者数や情報提供依頼数が少ないことから、制度についてわかりやすく、かつ広く周知する必要があります。
- 近代美術館では、コレクション展や展覧会などを開催し地域で芸術に触れ、学ぶ機会を創出するとともに、視聴覚室を市民ギャラリーとして提供しています。地域における芸術活動・振興等の担い手を育むため、対話型鑑賞の充実や、十八歳未満の観覧者の増加に取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 生涯学習活動に関する指導的役割を担う人材を育成するとともに、専門知識を有する人材情報を収集し、佐久市生涯学習リーダーバンクへの登録を促進します。
- 学びたいという意欲のある市民が、指導や助言を得ることで生涯学習の場をつくることのできるよう、広く佐久市生涯学習リーダーバンク制度と人材情報を周知します。
- 地域での多様な生涯学習活動に対応するため、地域課題に取り組むための学習機会の提供と、地域の学習活動の支援を検討します。
- 近代美術館では、市民の展覧会鑑賞機会を増やすとともに、非認知能力を高められる対話型鑑賞の充実に努めます。また、対話型鑑賞を体験した人々の、ファシリテーター※としての活躍の場をつくるとともに、十八歳未満の観覧料無料化を試行し、将来の芸術活動・振興等の担い手の育成に努めます。

※生涯学習リーダーバンク：地域、グループ、サークルなどで学習活動をするときに指導や助言を行う、地域に在住する指導者や専門分野の知識を有する方登録し、その情報を市民に提供する事業

※ファシリテーター：話し合いの参加者の合意形成・相互理解を実現するために支援する人のこと。進行しながら参加者に発言を促したり、話の流れをまとめるなどの役割を担う

イ 保護者に寄り添う家庭教育の推進

《現状と課題》

- 児童生徒が自ら意欲を持って学び、総合的に考え、課題を解決していく資質・能力を向上させるためには、学校での取組はもとより、家庭や地域といった幅広い協力が重要となることから、学校・家庭・地域の連携を図っていく必要があります。
- 学校や家庭における課題等を解決するため、PTA活動を通じた各保護者、家庭からの協力や、学校と市教育委員会の情報共有等、様々な分野において、学校や関係機関、家庭との連携を図っています。
- インターネットの普及により、様々な情報に子どもたちが触れることが可能になる中、性教育や、喫煙・飲酒・薬物乱用等防止に係る教育など家庭と連携した多様な保健指導の充実が求められています。
- 共働き家庭の増加や地域とのつながりの希薄化等により、子育て家庭の多くが日々の子育てに対する助言や協力を得ることが困難な状況となっており、子育てに伴う負担や不安、孤立感が高まっています。

《今後の主な取組》

- 家庭での学習の時間と児童生徒が家族と過ごす時間を確保した生活づくりができるように、家庭と学校が連携した取組を推進します。また、一人ひとりの学習の状況に合わせて主体的に家庭学習に取り組む、家庭における探究的な学びの充実を促進します。
- 急激に社会が変化していく中、より複雑化する児童生徒の学習や生活の課題に対応するため、家庭や地域、関係機関と連携し、地域ぐるみで児童生徒を育成する体制づくりを推進します。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用等防止など多様な保健指導を推進するため、各学校において講演会や健康週間等を実施し、児童生徒が正しい知識に基づいた対応ができるよう家庭とも連携した指導の充実に努めます。
- 家庭教育に課題を抱えた保護者を支援するため、家庭児童相談などの相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携の強化を図ります。
- つどいの広場※や子育てサロン※などにより、子育て親子同士の交流機会を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供、講習会等を行うことで、基本的生活習慣の向上及び育児不安等の軽減を図ります。

※つどいの広場：就学前の乳幼児とその保護者が、つどい・交流ができ、子育てについて気軽に相談ができる場
※子育てサロン：子育て中の保護者などが、子育てに関する相談や情報交換、交流が持てる場

ウ 情報化社会の変化に応じた教育の推進



《現状と課題》

- これから迎える超スマート社会に対応した、「デジタル」と「リアル」の最適な組合せによる教育や学習の在り方が求められています。
- 子どものころから電子メディアに長時間触れることは、心身の健康や成長に影響があることから、平成28年から保護者を中心に立ち上げた「Saku Kidsメディア Safety」を中心に、電子メディアとの付き合い方を家庭と連携して考え、周知しています。電子メディアはこれからもより便利に、また機能は複雑化していくことから、子どもの利用について、これからも家庭とともに考えていく必要があります。
- 社会の情報化は加速度的に進んでいることから、子どもだけでなく、保護者や教職員も情報を正しく安全に活用するための知識を身に付ける必要があります。
- インターネットの普及により、様々な情報に子どもたちが触れることが可能になる中、性教育や、喫煙・飲酒・薬物乱用等防止に係る教育など家庭と連携した多様な保健指導の充実が求められています。
- 図書館では、価値観が複雑、多様化する中、市民ニーズに応じた資料・情報収集をするとともに、情報処理機能の向上や有効かつ迅速なサービスを提供できる体制が必要なことから、通信環境の整備も含め更なる図書館機能の向上に取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 本市における学校教育の情報化の推進に関して、今後の施策の方向性等を示す「佐久市学校情報化推進計画（仮称）」の策定を目指し、計画的に施策を推進します。
- 「Saku Kidsメディア Safety」と連携する中で、保護者とともに、さらに進化していく電子メディアとの付き合い方を考え、子どもの成長の妨げとならないよう情報モラル教育や情報リテラシーの向上についての取組を推進します。
- 情報化社会の変化に応じて、必要とされる情報モラルを身に付けるため、児童生徒だけでなく、保護者や教職員の学習の機会の確保に努めます。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用等防止など多様な保健指導を推進するため、各学校において講演会や健康週間等を実施し、児童生徒が正しい知識に基づいた対応ができるよう家庭とも連携した指導の充実に努めます。

- 図書館では、インターネットやデータベースなどの活用を含めたレファレンスサービス※、専門機関や有識者をつなぐレフェラルサービス※の充実・向上を図ります。また、市民生活だけでなく、職場や地域などにおける様々な課題解決に向けた活動を支援するサービスの提供を図ります。

Ⅰ 生活習慣を身に付けるための指導の充実

《現状と課題》

- 生活習慣の変化や多様化により、日常生活における精神的ストレスの増大や、生活習慣病の低年齢化が問題視されていることから、子どもたちからの健康意識の向上と疾病リスクへの注意喚起を行う必要があります。
- 児童生徒の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため、各種健康診断を実施するとともに、各学校において学校保健計画を策定し、保健活動を行っています。生活環境の変化等に伴い、アレルギー性疾患や生活習慣病が増えるとともに、朝食を食べないで登校する児童生徒など、食生活の乱れも見受けられることから、保護者とも連携した取組が求められています。

《今後の主な取組》

- 子ども達の基本的な生活習慣や社会性などを家庭で安心して育てることができるよう、保護者の交流の場や相談体制の充実などにより、家庭の教育力の向上を支援します。
- 児童生徒が生涯にわたり心身の健康の保持増進のため必要な知識、能力、生活習慣を身に付けるため、保健教育の充実を図ります。
- 各種健康診断を実施するとともに、児童生徒の生活習慣なども確認することにより、一人ひとりの健康状態を把握し、保護者とも連携した適切な健康指導に努めます。

◎施策の基本目標（3）家庭や地域の教育力の向上に向けた支援 数値目標

成果指標	実績値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
スマホやタブレット、ゲーム機を使うとき家の人との約束を守っている中学生の割合 ※市教育委員会、SakuKidsメディアSafetyで実施する佐久市スマホ、タブレット、ゲーム機等に関する児童・生徒・園学校保護者アンケートにおいて「守っている」と回答した生徒（3年生）	47.0%	55%以上

※レファレンスサービス：図書館職員が利用者に対し、求められている情報や資料を提供するサービス
 ※レフェラルサービス：利用者の求める質問に対して、図書館にない情報や人を紹介するサービス

(4) 生涯にわたりともに学ぶ力の育成

ア 生涯学びを重ねる取組の推進

《現状と課題》

- 人生100年時代が到来しようとする中、生涯学習活動が多様化するとともに、様々な学習へ取り組む意欲が増えていることから、生涯学習に関する情報を広く周知するとともに、学びたい人のニーズに応じた情報を提供する必要があります。
- 市民が求めている学習機会を提供するため、学びに対する市民ニーズを把握する必要があります。
- 文化、芸術、歴史、科学といった様々な学びの場となる観覧系の文化施設では、各施設の特性を活かし、歴史講座や展覧会、天体観望会、ワークショップなど様々なイベントを開催する必要があります。
- 部活動は中学校における生徒数の減少の加速化により維持が困難になってきていることや、教員の業務負担が大きくなってきていることなどから、将来にわたり子ども達がスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会を確保していく必要があります。

《今後の主な取組》

- 生涯学習活動における学びへの関心を高めるとともに、参加を促進するため、毎月、生涯学習に関する情報を集約した生涯学習情報「マナビィさく」を作成し、公共施設への掲示だけでなく、SNSなどの多様な媒体を活用した生涯学習情報の発信に努めます。
- 生涯学習に関するニーズを把握するため、講座などの参加者に対するアンケート調査や、インターネットを活用した調査などを実施し、学びたい方のニーズに応じた各種講座の充実に努めます。
- 観覧系の文化施設では、所蔵する資料の充実を図り施設の魅力を向上させるとともに、調査研究を深め資料を活用した展覧会や講座などを開催します。
- 中学生の部活動において、学校部活動から地域部活動への円滑な移行が図られるよう、スポーツ推進委員、各種競技団体及び文化団体など専門的知識を有する人材及び地域と連携強化を図ります。

イ 発達段階・ライフスタイルに応じた読書活動の推進

《現状と課題》

- 図書館では、発達段階に応じた図書の整備・提供や読書活動推進のための読み聞かせ等の実施に取り組んでいます。また、保護者等に向けた講座を行っていますが、展示会等の実施や学校等の教育施設との連携を深めていく必要があります。
- ブックスタート*、セカンドブック*、読書通帳事業*等を活用し、乳幼児期からの豊かな読書活動を促進します。家庭における読書環境や読書活動の充実は、子どもの発達に大きな影響を与えることから、今後も幼児期から十八歳までの切れ目のない支援をする必要があります。
- 全ての小中学校に学校司書を配置し、読書環境の充実に努めています。読書活動は自ら学び、自ら考える探究的な学びにおいて、重要な役割を果たすことから、児童生徒の発達の段階に応じた活動を推進する必要があります。

《今後の主な取組》

- 利用者のニーズに応じた図書館資料の収集と提供に努め、図書館サービスと新たに導入した電子図書館サービスの充実を図るとともに、関係施設・機関・団体と連携を深め、生涯学習活動を支援する機能の充実を図ります。
- ブックスタート、セカンドブック、読書通帳事業等により、乳幼児期から読書に親しめるよう取り組みます。また、年齢に応じた図書館資料の収集・整理を行い、「ワクワク実験室」等による体験と資料とをつなぐ講座を開催し、学習・読書活動の推進に努めます。
- 小中学校の学校図書館の充実を図るとともに、学校司書を活用し、家庭と連携した読書習慣を身に付ける活動や、発達の段階に応じた読書活動を推進します。

◎施策の基本目標（４）生涯にわたりともに学ぶ力の育成 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
公民館事業等の延べ参加者数	11,670人	20,000人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
市立図書館の入館者数	232,215人	300,000人

※ブックスタート事業：生後4か月の子どもの絵本をプレゼントする事業

※セカンドブック事業：3歳になった子どもの絵本をプレゼントする事業

※読書通帳事業：図書館で借りた本の名前と、借りた年月日が専用の機械で印字できる通帳を発行し、自分で読書歴を管理することにより、市民の継続した読書活動を促進する事業

成果指標	実績値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
読書が好きな小中学生の割合 ※全国学力・学習状況調査の児童質問紙における、「読書は好きですか」の問いに、「好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童生徒（小学校6年生、中学校3年生対象）	小学生 81.6% 中学生 72.3%	小学生・中学生 80.0%

※令和3年度の実績値においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、値の低いものがありますが、新型コロナウイルス感染症終息後の増加も見据え目標を設定しています。

(5) 豊かな「こころ」を育む学びの推進

ア 道徳教育・人権同和教育の推進

《現状と課題》

- 同和問題を始めとして、障がい者、女性、性的マイノリティ※、子ども、高齢者、外国人などに対する差別は今も存在していることから、人権教育を推進していく必要があります。
- 豊かな人間性や社会性、自他の生命の尊重、自己肯定感や他者への思いやりの心など、豊かな心を育むための教育を推進する必要があります。
- 各学校において人権教育強調週間等を設け、人権教育の重点的な指導を行っています。また、人権問題は様々な場面に潜んでいることから、こうした取組に留まらず、機会を捉えて、人権意識の高揚を図る指導をしていく必要があります。
- 同和問題など児童生徒が正しい知識により理解を深めるため、教職員の指導力の向上といった人材育成を推進する必要があります。
- 道徳の時間を中心とした学校教育全体で道徳意識の向上に努めています。児童生徒の社会への適応力、良好な人間関係を築く力の不十分さが指摘される中で、発達段階に応じた道徳教育を推進する必要があります。
- 今までの「道徳」の時間が、「特別の教科 道徳」として、小学校では平成30年度、中学校では令和元年度から新たに位置付けられています。「特別の教科 道徳」を要に学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する必要があります。
- 人権が尊重されるまちづくりを進めるため、生涯にわたりライフステージのあらゆる場面において人権同和教育を推進する必要があります。

《今後の主な取組》

- 学校教育や社会教育をはじめ様々な学びの機会において、基本的人権を尊重し、現代社会に根強く存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすことを目指します。
- 一人ひとりの児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義や内容、重要性を理解し、自分と他の人それぞれの大切さを互いに認めることができるよう、全ての学校教育活動を通じた指導や副読本の継続的な活用を推進します。
- 児童生徒、教職員、PTA、地域を対象とした各種人権に関わる研修会を開催し、家庭や地域とも連携した人権同和教育を推進します。

※性的マイノリティ：性的指向や性自認など、性に関しての在り方が多数派とは異なるとされる人々

- あらゆる人権課題について、児童生徒が正しい知識により理解を深めるため、学校と人権同和教育推進員の連携を図ります。
- 道徳の時間はもとより、学校の教育活動全体を通して、児童生徒の豊かな心を育む取り組みを推進するとともに、社会における様々なルールやマナー、道徳性など、発達段階に応じて学ぶ道徳教育を推進します。
- 「特別の教科 道徳」の教科書、副読本等の教材研究を深め、教科として適切な学習指導を推進するとともに、外部指導者による授業や講話の機会を設け、児童生徒が様々な人の体験や考え方を知り、自ら考えることで道徳性を養えるよう道徳教育を推進します。
- 社会の中に多様な価値観があることを理解し、他の人の価値観を尊重しながら自分らしく生きていくことの大切さを学ぶ機会の充実を図ります。
- 市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、地域における人権同和教育講座の開催や、企業における人権同和教育研修会の開催を推進します。

イ 男女共同参画社会に向けた取組の推進



《現状と課題》

- 児童生徒の発達の段階に応じて学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することや男女が協力して家庭を築くことの重要性についての学ぶ機会を充実する必要があります。
- 幼稚園や保育所、学校などでの男女共同参画の教育推進とともに、家庭、地域、職場において固定的性別役割分担意識の是正など、男女共同参画意識の啓発を進めています。男女の相互理解と協力、男女平等の精神など、男女共同参画の視点によるさらなる男女平等教育の推進が求められています。
- 男女共同参画社会の実現のため、女性があらゆる分野で活躍することを支援する事業の一環として、令和4年度から佐久平女性大学※事業を実施しています。多様な社会ニーズに対応するため、行政や地域社会等に女性の視点を取り入れていく必要があります。

《今後の主な取組》

- 各学校が家庭や地域との連携を図りながら、男女が互いの人権を尊重し、協力していく意識の育成に努めます。

※佐久平女性大学：自分らしく生きていくこと、そして自身の生涯成長と自分を取り巻く社会への貢献を目的に令和4年4月に開講した

- 固定的性別役割分担意識※によらないキャリアプランの形成を促すために、幼稚園、保育所、学校などと連携し、幼児期から男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
- 男女平等と相互協力の意識を高め、男女共同参画の視点に立った教育を推進するため、児童・生徒、教職員、保護者などに対し、広報・啓発活動を進めます。
- 自分自身を見つめ、自分らしく生きていくこと、自身の生涯成長と自分を取り巻く社会への貢献を目的に、佐久平女性大学事業を実施し、職場や地域社会などあらゆる分野で活躍できる女性の育成に努めます。

ウ 多様な文化・芸術活動の促進

《現状と課題》

- 生涯にわたり市民がより豊かな人生を送るための活力源となるよう、様々な文化・芸術に親しむ機会の充実を図るとともに、市民の文化・芸術活動の場の提供と活動の促進を図る必要があります。
- 文化・芸術活動の振興には長期にわたり継続的な取組が必要になることから、文化振興基金運用益を効果的に活用し、現在の取組の継続や見直しのほか、新たな取組を検討する必要があります。
- 幼少期から文化・芸術に親しむことは、子どもたちの文化・芸術活動に対する意識の醸成に大きく影響することから、鑑賞や参加の機会を充実させる必要があります。
- 人口減少や少子高齢化等を背景に、文化・芸術活動においても後継者不足や活動資金の減少による活動の縮小傾向が懸念されることから、若い世代を含めた様々な人たちが魅力を感じ、新たな担い手となることへつなげる必要があります。
- 文化関連施設の連携強化と魅力を高めるため、情報共有のほか共同企画事業の実施に関する協議などの文化施設館長会議を開催しています。
- 歴史講座、絵画展や天体観望会、ワークショップなどの様々なイベントを開催し、観覧系施設の利用者増加を図る必要があります。
- 近代美術館では市民の美術活動の発表、交流の場として、公募展を開催しています。また、視聴覚室を市民ギャラリーとして貸し出すなど、地域の芸術活動への支援を実施しています。

※固定的性別役割分担意識：男女を問わず個人の能力などによって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」というように、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方

- 近代美術館では、収蔵資料の特性を生かしたコレクション展を開催しており、観覧者から高い評価を得ていますが、まだ来館したことのない市民もあり、広報など情報発信に取り組む必要があります。また、充実した約3,400点の収蔵資料には制作後50年以上経過したものが多くあり、計画的に状態調査及び修復を実施しています。今後も、修復が必要な資料が増加することが見込まれるため、計画的な対応を検討する必要があります。

《今後の主な取組》

- 多様な文化・芸術に触れる機会の提供と充実を図るため、関係団体と連携し魅力的なイベントを企画・開催します。
- 文化振興基金運用益の活用については、より多くの方が気軽に文化芸術に親しみ、参加できるような事業の内容を企画する必要があることから、市文化振興推進企画委員会からの意見のほか、市民アンケート等も参考にニーズを踏まえた検討を行います。
- 学校や各種団体と連携し、次代を担う子ども達や市民が優れた文化・芸術に親しむ機会の提供と充実を図るとともに、これにより感性と創造性が磨かれ、未来の文化・芸術活動を担う人材育成を推進します。
- 「佐久市芸術文化活動事業補助金」や「佐久市芸術文化振興激励金」などにより、自主的な文化・芸術活動を支援することで新たな担い手や若い世代の育成を推進します。
- 各施設の特色を生かした共通したテーマによる企画展の開催を進めるとともに、公民館、図書館、美術館を含めた社会教育施設・文化施設の相互連携による取組を進めます。また、観光など他分野との連携による新しい魅力づくり、多くの人々が訪れる魅力ある施設運営に努めます。
- 市民等を対象とした公募展では、出品者や観覧者等の声を検証し、満足度が上がるよう取り組み開催を継続します。また、視聴覚室については、美術作品展示スペースとしての利用に加え、美術に関連する講習会などの利用により、市民の芸術活動の活性化を促進します。
- コレクション展と、展示に関連する講演会、ギャラリートーク、ワークショップなどの実施により、市民がコレクションを楽しむ機会の創出と充実を図ります。また、収蔵資料の状態にあわせ計画的に修復を実施するとともに、修復過程を公開するなど、その成果の公表に努めます。

Ⅰ 社会活動など体験を通した学びの推進

《現状と課題》

- キャリア教育として小学校では職場見学、中学校では職業体験や福祉体験学習を実施しています。将来子どもたちが、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくため、発達段階に応じて社会活動など体験を通した、学びを推進していく必要があります。
- 自ら考え、主体的に判断し行動できる力を養うためには、教科書や本、インターネット上の情報を活用した学びだけでなく、体験を通した「リアル」な学びを大切にしていく必要があります。
- 日常生活で自然と触れ合う機会や多様な人々との交流の機会が減少していることから、青少年が心豊かに健やかに成長する上で必要とされる、様々な体験活動や交流の場を提供する必要があります。
- 多彩な体験を通し、自ら学び自ら考える力を持ち、社会性やリーダーシップ等を身につけた子どもを育成するため、ジュニアリーダー研修を実施しています。より効果的な事業とするため、研修後の事業効果を検証する必要があります。
- ブックスタート、読書通帳事業などを活用し、乳幼児期からの豊かな読書活動を促進します。家庭における読書環境や読書活動の充実は、子どもの発達に大きな影響を与えることから、今後も幼児期から十八歳までの切れ目のない支援をする必要があります。

《今後の主な取組》

- 児童生徒一人ひとりが、将来、社会的・職業的に自立していくため、家庭、地域や企業などと連携し、職場見学や、職業体験といった社会活動などの体験を通した探究的な学びを推進します。
- 学校における教育活動や、その後の生涯学習活動においても、間接体験や疑似体験だけでなく、直接ヒトやモノに触れる「リアル」な直接体験の機会の充実に努めます。
- 子ども達が自ら考え主体的に行動していく体験活動の機会を提供します。また、研修後の感想やアンケート調査などに加え、研修終了生へのアンケート調査を行うことにより、研修内容を検証し、研修内容の充実を図ります。
- ブックスタート、セカンドブック、読書通帳事業等により、乳幼児期から読書に親しめるよう取り組みます。また、年齢に応じた図書館資料の収集・整理を行い、「ワクワク実験室」等による体験と資料とをつなぐ講座を開催し、学習・読書活動の推進に努めます。



《現状と課題》

- いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものという認識のもと、学校、家庭、関係機関が連携して、様々な取り組みを実施してきました。今後も、未然防止のための学校内における体制の確立や、学校内外において早期に相談・支援できる体制を充実する必要があります。
- いじめ等の問題の実態把握と総合的な対策を検討するため、教育関係者、医師、保健師等による「佐久市不登校等対策連絡協議会」を設置しています。また、不登校等対策連絡協議会においては、「佐久市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定し、いじめ防止等に係る取組を推進しています。
- 小中学校では、Q-U検査（学級満足度調査）、アセス（学校環境適応尺度）、独自のアンケート調査等を実施し、児童生徒の悩みや課題の早期発見・早期対応に努めており、必要に応じて家庭や関係機関等と連絡をとりながら対応しています。また、いじめ対策の充実を図るため、いじめ防止や不登校対策に係わる担当教職員で構成する「いじめ不登校等担当者会」を各学校で開催しています。
- 児童生徒や保護者の様々な悩みの相談窓口として、スクールメンタルアドバイザー、就学支援員会専門員によるコスモス相談を実施しています。児童生徒の困りごとや悩みを早い段階で把握し、自殺など最悪な事態を招くことのないように相談窓口を充実させる必要があります。
- 中学生向け自殺予防啓発事業として、保健師直通電話「陽だまりハートライン」や「心のほっとライン※」を設置しています。
- いじめ防止対策として考えられる、自己肯定感向上に有効な手立てとして挙げられる乳幼児期からの読み聞かせは、子どもの発達のためにも非常に重要であることから、今後も家庭での読書に対する支援を充実する必要があります。

《今後の主な取組》

- いじめの未然防止、早期発見、早期対応するため、市教委委員会、各学校、関係機関との情報交換を密にし、連携した取組を推進します。
- いじめ等の問題が発生した場合は、市教育委員会、各学校は相互の連絡・報告を密にし、迅速な対応を図ります。また、各学校では、いじめを受けた児童生徒を守り、適切な支援を行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しても適切な指導を実施します。
- よりきめ細やかで、専門的な知見から検討を行うため、現在の不登校等対策連絡協議会における機能を、不登校対策と、いじめ対策に分け、それぞれで協議会を設置することで充実した取組を検討します。

※心のほっとライン：心といのちの相談に対応するための専用電話相談窓口

- 小中学校では、Q-U検査（学級満足度調査）、アセス（学校環境適応尺度）、独自のアンケート調査等を実施し、児童生徒の悩みや課題の早期発見・早期対応に努めるとともに、「いじめ不登校等担当者会」において、各学校のいじめ対策に係る情報共有や、事例研究などの研修を行うことで、いじめ対策の充実を図ります。
- コスモス相談では、児童生徒、保護者の悩みを丁寧に聞き取るとともに、必要に応じて一人ひとりに寄り添った支援に努めます。
- コスモス相談の他、「チャイルドライン※」など複数の相談窓口があることから、それら関係機関と連携することにより、子ども達のSOSに素早く対応できる体制づくりと、児童生徒が困ったとき、辛くなったときにSOSを出せるよう、日頃からの啓発や相談機関の周知に努めます。
- 相談したくても、どこに、だれに相談していいのか分からない、知っている人だと相談しにくいといった児童生徒の心理的な壁等を低くするため、GIGAスクール構想により、一人一台配置されたタブレット端末を活用したオンライン上での相談窓口を開設します。
- 市保健師と連携し、学校において「SOSの出し方に関する教育」として保健師による講話を実施し、児童生徒への啓発に努めるとともに、教職員や保護者を対象としたゲートキーパー※研修等を実施します。
- 幼保・認定こども園・学校とも連携し、家庭内の親子読書が推進されるよう、第3週目の土日を「家読（うちどく）の日」とし、家族みんなで楽しめる図書館資料の提供を行います。

◎施策の基本目標（5）豊かな「こころ」を育む学びの推進 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
人権同和教育研修会・学習会の参加者数	8,243人	9,200人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
文化振興課基金運用益を活用した事業の入場者数	2,676人	14,000人

※令和3年度の実績値においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、値の低いものがありますが、新型コロナウイルス感染症終息後の増加も見据え目標を設定しています。

※チャイルドライン：いじめや児童虐待など、悩みを持つ子どもからの相談に対し電話カウンセリングを行う活動
 ※ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる者

(6) 健やかな「からだ」を育む学びの推進

ア 生涯スポーツの振興・体力・運動能力の向上

《現状と課題》

- 令和3年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」では、小中学生の男女ともに、敏捷性や柔軟性が全国平均を下回る結果となっており、生涯にわたり健康を維持していくため、子どものころからの運動習慣の確立が求められています。
- 全国的にも子どもの体力、運動能力の低下傾向が続いており、体力、運動能力の向上に継続して取り組む運動習慣の確立を図る必要があります。また、その際には、児童生徒全体的に運動不足傾向となっていることを踏まえ、気軽に運動を楽しめる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 中学校の部活動では、生徒数の減少により、学校単位での活動の維持が困難になっています。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ない場合がある等、教師にとって大きな業務負担となっていることから、国が示している部活動の地域移行の動向も注視しつつ、部活動指導員や外部指導者の活用を推進するなど、生涯にわたり子ども達がスポーツに継続して親しむ機会の確保に取り組む必要があります。
- 性別や年齢、障がいの有無などを問わず、全ての市民が生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるよう、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進める必要があります。
- 市民が生涯にわたってスポーツに親しむためには、地域スポーツを支えているスポーツ協会、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブなどの関係団体が重要な役割を担っており、今後も安定的かつ継続的な活動ができる環境をつくる必要があります。

《今後の主な取組》

- 児童生徒の体力、運動能力の向上のため、授業の中で体を動かすことの楽しさや、喜びを感じ、運動に親しむ指導を推進するとともに、授業以外にも児童生徒の実態や各学校の実情に応じた、朝マラソンなど体力づくりのための取組を推進します。
- 中学校の部活動において、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図るとともに、生徒、保護者、地域、スポーツ・文化関係団体、学校等が連携した部活動の地域移行に向けた検討を推進します。
- 中学校の運動部活動において、まずは休日の運動部活動から競技や地域の実情を踏まえた円滑な移行を段階的に進めるため、教育委員会内にプロジェクトチームを編成し、地域や競技団体等と協議を進めます。

- ライフステージやライフスタイルに応じた「子ども」、「働き盛り、子育て世代」、「高齢者」、「障がい者」の誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントなどの開催により、スポーツへの参加を促進します。
- 地区単位のスポーツ大会などを開催することにより、地域スポーツ団体を中心とした地域コミュニティの醸成を図るほか、スポーツ教室などの委託により、活発な活動を促進することで、安定的かつ継続的な運営の支援を図ります。

イ 競技スポーツの振興・スポーツによる交流の創出

《現状と課題》

- 中学校の部活動では、生徒数の減少により、学校単位での活動の維持が困難になっています。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ない場合がある等、教師にとって大きな業務負担となっていることから、国が示している部活動の地域移行の動向も注視しつつ、部活動指導員や外部指導者の活用を推進するなど、生涯にわたり子ども達がスポーツに継続して親しむ機会の確保に取り組む必要があります。
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などを契機とした各種競技スポーツの関心の高まりから、スポーツ協会や各種競技団体などと連携した、競技スポーツを振興する必要があります。
- 令和10年に長野県で開催予定の「国民スポーツ大会（国スポ）※」・「全国障害者スポーツ大会（全障スポ）」に向けて準備を進めるとともに、本市にゆかりのある選手が活躍できるよう、スポーツ協会や各種競技団体などと連携し、次世代の選手の育成や、市民の機運醸成を図る必要があります。
- スポーツを通じ、性別や世代、地域などを超えて、人々が交流を深めていくことは、相互理解を深めるとともに、地域への誇りと愛着を深めることになり、地域の一体感の醸成や地域活力の向上につながるため、スポーツによる交流機会の創出を図る必要があります。
- スポーツ合宿やスポーツ大会・イベントの開催は、交流人口の拡大を図り、地域における社会的な効果及び経済的な効果が期待されることから、ウィズ/ポストコロナ時代を見据えたスポーツを通じた地域活性化を図る必要があります。

《今後の主な取組》

- 中学校の部活動において、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図るとともに、生徒、保護者、地域、スポーツ・文化関係団体、学校等が連携した部活動の地域移行に向けた検討を推進します。

※国民スポーツ大会：旧国民体育大会、令和6年度佐賀大会から国民スポーツ大会へ改称

- 中学校の運動部活動において、まずは休日の運動部活動から競技や地域の実情を踏まえた円滑な移行を段階的に進めるため、教育委員会内にプロジェクトチームを編成し、地域や競技団体等と協議を進めます。
- トップアスリートのプレーを「みる」機会を充実させるため、プロスポーツの試合やスポーツ合宿・キャンプなどの積極的な誘致により、各種競技スポーツへの関心の高まりや参加意識の向上を図ります。
- アスリートの発掘、育成、強化のため、スポーツ協会や各種競技団体と連携して、スポーツ大会などを開催し、練習の成果を発揮する機会を充実させることにより、競技力の向上を図ります。また、「国民スポーツ大会（国スポ）」・「全国障害者スポーツ大会（全障スポ）」において、本市で開催予定の競技（柔道、空手道、アーチェリー、軟式野球）について、県・スポーツ協会・各種競技団体などと連携し計画的な準備及び運営体制の構築を図ります。
- 本市とゆかりのある都市と連携し、スポーツ交流会の開催などを通じて、人と人、地域と地域の相互交流を推進します。また、本市にゆかりのあるオリンピックなどを招き、スポーツ教室の開催や講演会などを通して、市民との交流機会の創出を図ります。
- 本市の体育施設等の「スポーツ資源」を生かし、県域を越える大規模な大会などを誘致し、市外からの誘客を図るほか、年間日照時間の長さや高速交通網の優位性などの「地域の強み」を生かし、積極的なスポーツ合宿の誘致を推進します。

ウ 食に関する学びの推進と安心・安全な学校給食の充実

《現状と課題》

- 児童生徒に安全安心な給食が提供できるように、5か所の給食センターにおいて、学校給食衛生管理基準に沿った対応を行うとともに、保護者対象の試食会及び給食アンケート等による意見も踏まえ、学校給食摂取基準に沿った栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めています。
- 学校給食調理業務の民間委託について、民間活力の効果的な導入と、導入時期の検討を進める必要があります。
- 近年、食物アレルギーを誘発する食品が多様化していることから、アレルギー症状の出る児童生徒へのきめ細かな対応が課題となっています。全ての児童生徒が、楽しい給食の時間を過ごし安心して給食を食べられるように、担当栄養士等が正確な知識を身に付け、アレルギー物質を含まない対応食を確実に提供していく必要があります。

- 地域や家庭において食を取りまく状況が変化しており、伝統的な食文化の継承や規則正しい食習慣の定着が難しい状況にあります。生涯を通じ、健やかで心豊かに生活するためには、子どもの頃からバランスのとれた食生活の実践が重要であるとともに、郷土の食文化や食材の地産地消を通して、食の大切さを学ぶことにより、食への感謝の気持ちを持ち、バランスの良い食事を選ぶ力を習得できるように、関係者が連携し食育指導を充実させていく必要があります。

《今後の主な取組》

- 学校給食の給食施設、調理作業等について、日頃から適正に管理するとともに、栄養教諭等の指導による徹底した衛生管理及び事故防止に取り組みます。また、食材等提供者への指導等も適切に実施し、安心・安全な学校給食の提供に努めます。
- 食育の推進を保ちながら、市民への丁寧な説明や情報発信を行い、学校給食調理業務の民間委託導入時期の検討を進めます。
- 様々な食材について、好き嫌いをなくし、おいしいと感じて食べられるよう、献立や調理の工夫を図るとともに、アレルギー疾患をもつ児童生徒も、安心して学校給食を食べられるように、担当栄養士等の研修によるスキルアップを図ります。
- 食物アレルギー調査により対象児童生徒の状況を把握し、学校、保護者、学校給食センター、関係機関との緊密な連携により、事故を防止し、より安全・確実な「アレルギー対応食」の提供を目指した体制づくりを推進します。
- 全センターにおいて学校給食応援団の協力を得ながら、地産地消の推進と地域でとれた安全安心な食材の学校給食への利用拡大を図ります。
- 「ぴんぴんキラリ食※」等の提供を通じた郷土の食文化への理解や生産者との交流、栄養教諭、栄養士等による食育講話の実施等により、食に関わる人々への感謝の気持ちを持ち、食の大切さを実感できるような食育を推進します。

I 健やかな暮らしを支える健康教育の推進

《現状と課題》

- 生活習慣の変化や多様化により、日常生活における精神的ストレスの増大や、生活習慣病の低年齢化が問題視されていることから、子どものころからの健康意識の向上と疾病リスクへの注意喚起を行う必要があります。
- 児童生徒の健康状態を把握し、健康の保持増進を図るため、各種健康診断を実施するとともに、各学校において学校保健計画を策定し、保健活動を行っています。生活環境の変化等に伴い、アレルギー性疾患や生活習慣病が増えるとともに、朝食を食べないで登校する児童生徒など、食生活の乱れも見受けられることから、保護者とも連携した取組が求められています。

※ぴんぴんキラリ食：新しい保健事業の一環として、ぴんころ食をアレンジした「ぴんぴんキラリ食」として、市内小中学校に提供している給食で、ぴんぴんと元気よく、キラリと輝く学校生活を送ってほしいという願いが込められている

- 新型コロナウイルス感染症を始めとする、感染症などの予防のため、正しい知識と情報を児童生徒、保護者に提供するとともに、学校全体で予防等に取り組む必要があります。
- インターネットの普及により、様々な情報に子どもたちが触れることが可能になる中、心身の機能や発達、性教育、喫煙・飲酒・薬物乱用等防止に係る教育など多様な保健指導の充実が求められています。各学校においては、保健体育といった教科指導のほかにも講演会や健康週間等を実施しています。
- 歩行に着目した健康づくりとして、市内小中学校で地元企業と連携した足育教室を実施しています。引き続き、児童生徒の疾病やケガの防止、また生涯にわたる健康増進のため、関係機関、団体や民間企業などと連携した取組を推進する必要があります。
- 心の健康や命の大切さについては、道徳や保健体育の授業のほか、学校生活全般においても折に触れ学んでいます。全国的に見ても自殺による死亡者はいまだ多く、生涯にわたり自分の命の大切さを理解するとともに、悩みや不安を一人で抱え込まずに相談できる体制や心の育成を推進する必要があります。
- 図書館では、スポーツや健康に関する図書館資料の収集や提供をしています。「快適健康都市 佐久」を目指し、健康増進や生活習慣病予防のための資料の充実、提供等に取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 児童生徒が生涯にわたり心身の健康の保持増進のため必要な知識、能力、生活習慣を身に付けるため、保健教育の充実を図ります。
- 各種健康診断を実施するとともに、児童生徒の生活習慣なども確認することにより、一人ひとりの健康状態を把握し、保護者とも連携した適切な健康指導に努めます。
- 学校における感染症対策を徹底するため、保健所や医療機関と連携するとともに、正しい知識と情報の収集、児童生徒、保護者への周知に努めます。
- 児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるよう、保健体育や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導するとともに、性の悩みについて保護者とも情報を共有する等、連携した対応を推進します。
- 喫煙・飲酒・薬物乱用等防止など多様な保健指導を推進するため、各学校において講演会や健康週間等を実施し、児童生徒が正しい知識に基づいた対応ができるよう指導の充実に努めます。
- 関係機関、団体や民間企業等と連携し、児童生徒の健康増進のため歩行等に関する健康づくりを推進します。
- 市保健師と連携し、学校において「SOSの出し方に関する教育」として保健師による

る講話を実施し、児童生徒への啓発に努めるとともに、教職員や保護者を対象としたゲートキーパー研修等を実施します。

- 図書館では、スポーツ課や健康づくり推進課等とも連携し、各世代における健康課題についての資料を積極的に収集し、コーナーの設置等により情報提供に努めます。

◎施策の基本目標（6）健やかな「からだ」を育む学びの推進 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果における、全国平均との比較 ※全国平均を50とした場合 ※比較項目は調査項目より 筋力…握力・上体起こし 敏捷性…50m走・反復横跳び 柔軟性…長座体前屈 持久力…持久走・シャトルラン 筋パワー…立ち幅跳び・ボール投げ	中2男子 筋力 51.1 敏捷性 48.9 柔軟性 49.1 持久力 49.0 筋パワー 50.8 中2女子 筋力 50.7 敏捷性 48.9 柔軟性 50.2 持久力 48.7 筋パワー 49.5	全項目50以上 (全国平均以上)
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
スポーツ教室の延べ参加者数	2,797人	5,500人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
スポーツ合宿受入人数	70人	2,500人
成果指標	実績値（令和元年度）	目標値（令和8年度）
学校給食を楽しみに思う児童生徒の割合 ※「児童生徒の食に関する実態調査」（県が3年に1度実施）	小学生66.8% 中学生55.8% *R1の数値	小学生70%以上 中学生60%以上

※令和3実績値においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、値の低いものがありますが、新型コロナウイルス感染症終息後の増加も見据え目標を設定しています。

人・まちを「つなげる」 ～人づくり、まちづくり～

(7) 多様な学びと協働の仕組みづくりの推進

ア 地域とともにある学校づくりの推進



《現状と課題》

- よりよい学校教育がよりよい社会を創るという考えを共有し、各学校では、地域を始めとする社会と連携・協働しながら、変化の激しい時代に必要な資質・能力、生きる力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現する必要があります。
- 全ての小中学校で「佐久市コミュニティスクール[※]」を立ち上げ、地域とともに学校運営に取り組んでいます。各地域における特色ある学校づくりを推進するため、学校支援ボランティアの充実など、地域との連携を推進していく必要があります。
- 地域住民への佐久市コミュニティスクールの周知が進んでおらず、地域全体で子ども達の学びや成長を支える意識を醸成する必要があります。
- 各学校において「社会に開かれた教育課程」を実現するためには、地域における人や物といった様々な資源を把握し、地域とともに学校づくりに生かすことが重要であることから、地域と学校を繋ぐコーディネーターの確保など「佐久市コミュニティスクール」の取組をより充実させる必要があります。
- 学校の教育全体を鳥瞰できるグランドデザインにもとづき、各学校の運営方針を立案しています。地域住民等からなる学校運営委員会が参画するCS推進委員会が、学校運営全般に対する助言や評価を実施し、評価結果を地域住民・保護者へ公表することにより、地域とともに学校運営の改善に取り組んでいます。
- 各学校では、総合的な学習の時間や学校行事等を通して、地域の行事や特色ある産業、伝統文化について、地域住民を講師に学ぶ機会を設けています。郷土についての学習を進めるには、地域との連携が必要不可欠であり、学校が地域と積極的に関わる必要があります。
- PTAや学校、地元企業等が連携し、実際の仕事を聞いて、見て、やってみる体験型のキャリア教育を実施しています。引き続き地元企業等と連携することで、職業体験だけでなく、地元企業・産業へ興味を持ってもらえるよう取り組む必要があります。
- 地域住民で組織する「見守り隊」による登下校時の見守り活動が実施され、不審者への抑止、交通安全対策の面で大きな役割を果たしています。地域における安心・安全のため、今後も、地域ぐるみによる取組が重要となります。

※コミュニティスクール：これまで地域と学校が連携して築き上げてきた子どもを育てる取組を土台とし、新たに地域住民が①学校運営参画、②学校支援、③学校評価を一体的・継続的に実践していく仕組み

《今後の主な取組》

- 「社会に開かれた教育課程」を実現するため、「佐久市コミュニティスクール」などを最大限に活用し、地域住民や各種団体等との協働による、地域の資源を生かした特色ある教育活動を推進します。
- コミュニティスクールに係る研修機会や各学校・各地区での活動実施等の情報を発信することにより、保護者、地域住民、地域企業の佐久市コミュニティスクールに対する理解を促進し、地域と学校の連携・協働を推進することで、地域住民の生きがいづくりや地域の活性化に努めます。
- 「佐久市コミュニティスクール」がより効果的に活動できるよう、運営方法や取組等について、先進事例の情報の共有など各学校への支援を実施します。
- 学校評価に地域住民や保護者が参画することにより、児童生徒の育成、学びの取組とともに評価し、学校運営の改善に取り組むとともに、学校評価の結果を地域に公表し、信頼される開かれた学校づくりを推進します。
- 「佐久市コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域の方々を学校に招き、郷土の伝統工芸・芸能、農作業などを指導していただく機会を設けることで、地域への理解を深める、郷土教育に取り組みます。
- 将来、地域で活躍する人材を育成していくため、PTAや学校、地元企業等が連携し、地元企業・産業に関する体験型のキャリア教育を推進します。
- 地域や関係機関と連携した取組として、通学を地域で守る「見守り隊」や、長野県警察による「こどもを守る安心の家」など地域で児童生徒を見守る体制づくりを推進します。

イ 地域・団体・人がつながる、学びの推進

《現状と課題》

- 人生100年時代が到来しようとする中、学校教育のみならず、社会教育の重要性はより大きくなっています。本市では、社会教育に関する諸問題について調査研究などを行うため、社会教育委員会議を開催しています。
- 社会教育に関する特定事項の指導をはじめ、学習相談、社会教育団体の育成、生涯学習関連事業など、社会教育指導員の役割は年々、重要となっています。
- 地域住民への佐久市コミュニティスクールの周知が進んでおらず、地域全体で子ども達の学びや成長を支える意識を醸成する必要があります。

- 図書館利用者の自主的・自発的な学習活動を支援するため、関係機関と連携した講座の開催等、学習機会の提供に努めています。今後も、多様な学びに資する学習支援や地域・団体・人がつながるような学習機会を提供する必要があります。
- 中学校の部活動では、生徒数の減少により、学校単位での活動の維持が困難になっています。また、競技経験のない教員が指導せざるを得ない場合がある等、教師にとって大きな業務負担となっていることから、国が示している部活動の地域移行の動向も注視しつつ、部活動指導員や外部指導者の活用を推進するなど、生涯にわたり子ども達がスポーツに継続して親しむ機会の確保に取り組む必要があります。

《今後の主な取組》

- 社会教育委員だより「そよかぜ」の発行を継続し、社会教育委員の活動内容の周知を図るとともに、定期的な会議の開催により社会教育に関する諸問題への対策を支援します。
- 社会教育指導員だより「社会教育指導員の部屋」を定期的に発行し、市民に社会教育指導員の活動内容の周知を図るとともに、生涯学習関連事業など様々な場面において専門的知識を生かした支援に努めます。
- コミュニティスクールに係る研修機会や各学校・各地区での活動実施等の情報を発信することにより、保護者、地域住民、地域企業の佐久市コミュニティスクールに対する理解を促進し、地域と学校の連携・協働を推進することで、地域住民の生きがいづくりや地域の活性化に努めます。
- 図書館では、自主的、自発的な学習活動を支援するため、ボランティア団体と連携し、講座の開催や図書館資料の展示など多様な学習機会の提供に努めます。また、学習活動のための施設・設備の供用、資料等の提供等により、活動環境の充実に努めます。
- 中学校の部活動において、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教員の負担軽減を図るとともに、生徒、保護者、地域、スポーツ・文化関係団体、学校等が連携した部活動の地域移行に向けた検討を推進します。

ウ 多様な学びの居場所づくりの推進

《現状と課題》

- 高齢化と新型コロナウイルスの影響により、学習グループ数の減少と地域公民館活動の停滞が顕著になっています。今後、グループ活動の中心となっている高齢世代が活動できなくなることも懸念されるため、幅広い年代が学習グループ活動等に興味を持てるような取組を行う必要があります。

- 講座等への参加者の減少、施設利用者の高齢化、固定化の傾向がみられることから、多様な世代が参加しやすい講座や、時代の変化を捉えた講座の実施など、誰もが気軽に、また主体的に学ぶことのできる環境を充実する必要があります。
- 図書館利用者の自主的・自発的な学習活動を支援するため、講座や関係機関と連携し学習機会を提供するよう努めています。今後も、多様な学びに資する学習支援や地域・団体・人がつながるような学習機会を提供する必要があります。
- 性別や年齢、障がいの有無などを問わず、全ての市民が生涯にわたり心身ともに健康で暮らせるよう、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを進める必要があります。

《今後の主な取組》

- 学習活動の主体性を高めるため、地域公民館や公民館学習グループの相談にきめ細かく対応するなど、活動を支援します。また、学習グループ新設のため、初心者向け講座を設定し、参加者による新たな学習グループの立ち上げを支援します。
- 多世代交流や探究的な学習の場となる、学習グループと小中学生による公民館体験学習などを通じ、学習グループ活動の活性化を促進するとともに、地域における多世代の学びの場を提供することを通じて、佐久市コミュニティスクールの活動の活性化を支援します。
- オンライン講座やスマートフォンの使い方教室など、市民の多様な学習ニーズに応じた講座等の開催により、学習機会の更なる充実を図ります。
- SNSなどの多様な媒体を活用し、講座をはじめとする生涯学習活動に関する情報発信を行い、多様な世代が気軽に学習に取り組めるようなきっかけづくりに努めます。
- 図書館では、自主的・自発的な学習活動を支援するため、学習室や自習室の環境整備に努めるとともに、図書館資料の展示やボランティア団体との連携による講座の開催などにより多様な学習機会の提供に努めます。
- ライフステージやライフスタイルに応じた「子ども」、「働き盛り、子育て世代」、「高齢者」、「障がい者」の誰もが気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツイベントなどの開催により、スポーツへの参加を促します。

I 地域ぐるみの青少年育成の推進

《現状と課題》

- 青少年を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、地域、学校、家庭、関係団体などと連携し、地域ぐるみで青少年を育てる体制づくり、環境づくりを進める必要があります。

- 地域のつながりの希薄化により、子ども達を地域で見守り育てる機能や、地域の防犯機能が低下傾向にあることから、子どもの見守りや非行を未然に防止するための取組を進める必要があります。
- スマートフォン等の情報通信機器の普及に伴い、青少年がSNSなどのインターネット環境におけるトラブルや犯罪に巻き込まれる事案、また飲酒・喫煙・薬物乱用などの有害環境に巻き込まれることが懸念されているため、啓発を強化する必要があります。

《今後の主な取組》

- 地域ぐるみで子どもを見守り育てる意識を醸成するため、地域の特徴を活かした育成会活動を支援するとともに、模範となる育成会活動の紹介や各種イベント情報の共有・周知を図ります。
- 青少年の非行を未然に防止するための街頭補導活動や、青少年に有害な地域環境の実態調査、「青少年健全育成協力店」の登録活動などにより、青少年の健全な育成に向けた環境づくりを推進します。また、SNSなどのインターネット環境の適切な使用に関する啓発活動や、飲酒・喫煙・薬物乱用防止のための啓発の強化を図ります。

◎施策の基本目標（7）多様な学びと協働の仕組みづくりの推進 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
公民館事業等の延べ参加者数【再掲】	11,670人	20,000人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
地区育成会活動件数	2,433件	2,700件

※令和3年度の実績値においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、値の低いものがありますが、新型コロナウイルス感染症終息後の増加も見据え目標を設定しています。

(8) ふるさとと世界の歴史・文化の学びと理解の促進

ア 世界とつながる国際理解教育の推進

《現状と課題》

- これからのグローバル社会を生きていくためには、主体的に自らの国の伝統や文化を理解した上で、異文化や異なる文化を持つ人々を受容し、共生できることが重要であることから、英語教育を通して、様々な文化を持つ世界中の人と繋がれるコミュニケーション能力を育成する必要があります。
- 各学校では、自国文化の理解を深めるため、武道や日本の伝統音楽や伝統芸能に触れる機会の充実を図っています。
- 外国の文化・価値観等に触れる機会を提供するため、佐久市ふるさと創生人材育成事業として、市内の中学生が姉妹都市であるエストニア共和国サク市、友好都市であるモンゴル国ウランバートル市を訪問する「中学生海外研修」や両国の生徒を迎え、市内小・中学校で授業体験などの交流を行う「子ども交流研修」を実施しています。毎年継続的に相互交流ができるよう、社会情勢の変化など外的要因に左右されない交流方法などを検討する必要があります。

《今後の主な取組》

- 英語教育を通して、児童生徒が主体的に異文化への理解を深めるとともに、異なる文化を持つ人々を受け入れ、ともに生きていくために必要なコミュニケーション能力の向上に努めます。
- 日本の伝統文化や他国の文化、国際社会情勢、社会的な出来事等について学ぶ機会を教科や特別活動、学校行事等において横断的に取り入れることにより、一人ひとりが国際社会の一員であることを理解し、主体的に行動できる能力を育みます。
- 佐久市ふるさと創生人材育成事業「中学生海外研修」、「子ども交流研修」で、外国の文化などに触れる機会の充実を図るための相互渡航による交流を実施するとともに、インターネットなどを活用したSNSやリモートでの交流を推進します。

イ 友好都市等との交流による学びの充実

《現状と課題》

- 銀河連邦共和国※の子ども達の友好を深めるため、毎年一回、一堂に会して銀河連邦子ども留学交流を実施しています。毎年継続的に相互交流ができるよう、社会情勢の変化など外的要因に左右されない交流方法などを検討する必要があります。

※銀河連邦共和国：文部科学省宇宙科学研究所の研究・観測施設などのある5市2町で組織される交流組織のことで、首脳サミット、銀河フォーラム、子ども留学交流、物産販売を始めとする経済交流などの各種交流事業を実施

- 外国の文化・価値観等に触れる機会を提供するため、佐久市ふるさと創生人材育成事業として、市内の中学生が姉妹都市であるエストニア共和国サク市、友好都市であるモンゴル国ウランバートル市を訪問する「中学生海外研修」や両国の生徒を迎え、市内小・中学校で授業体験などの交流を行う「子ども交流研修」を実施しています。毎年継続的に相互交流ができるよう、社会情勢の変化など外的要因に左右されない交流方法などを検討する必要があります。
- スポーツを通じて地域の人々が交流を深めていくことは、相互理解を深めるとともに、地域への誇りと愛着を深めることになり、地域の一体感の醸成や地域活力の向上につながるため、交流機会の創出を図る必要があります。

《今後の主な取組》

- 銀河連邦子ども留学交流に参加し、お互いの郷土について紹介し合うことで、学び合い、ともに過ごすことで社会性や豊かな人間性を育むための交流機会を創出します。
- 佐久市ふるさと創生人材育成事業「中学生海外研修」、「子ども交流研修」で、外国の文化などに触れる機会の充実を図るための相互渡航による交流を実施するとともに、インターネットなどを活用したSNSやリモートでの交流を推進します。
- 図書館では、姉妹都市であるエストニア共和国サク市、友好都市であるモンゴル国ウランバートル市など、本市とゆかりのある都市の図書資料を収集し、その国や都市の文化に触れる機会の創出に努めるとともに、「中学生海外研修」などの交流においてもその図書資料を活用します。
- 本市とゆかりのある都市と連携し、スポーツ交流会の開催などを通じて、人と人、地域と地域の相互交流を推進します。また、本市にゆかりのあるオリンピックなどを招き、スポーツ教室の開催や講演会などを通して、市民との交流機会の創出を図ります。

ウ 地域を知る郷土教育の推進

《現状と課題》

- 各学校では、総合的な学習の時間や学校行事等を通して、地域の行事や特色ある産業、伝統文化について、地域住民を講師に学ぶ機会を設けています。郷土についての学習を進めるには、地域との連携が必要不可欠であり、学校が地域と積極的に関わる必要があります。
- 小学校3・4年生を対象とした社会科副読本「ゆめ・花・さくし」を作成し、社会科や総合的な学習の時間の中で活用することで、本市の特徴や良さについて学ぶ学習を進めています。また、地域の良さや特徴を学べる教材は、各学校や地域に多く存在していることから、その教材情報を学校内外で共有する等、学びにおいて有効活用していく必要があります。

- 本市にゆかりがあり、顕著な業績を遺した先人をまとめた「佐久の先人※」により、各学校の地域出身の先人を中心に、その業績と地域の伝統や文化、歴史について学習を進めています。こうした教材を活用し、児童生徒自身が住む地域に誇りと愛着をもつ郷土教育を推進していく必要があります。
- 「佐久の先人」の功績を広く市内外に周知するためには、冊子の販売やFMラジオ放送を使った紹介のほか、様々なツールや方法を検討する必要があります。
- 文化財に対する関心を高め、郷土の歴史に対する理解を深めるとともに、郷土への誇りや愛着の心を育むため、子どもから高齢者まで多くの市民が文化財に触れる機会を創出する必要があります。
- 図書館では、「佐久の先人」などに関係するミニ講座等を開催しています。郷土に関わる資料を提供するだけでなく、その貴重な資料をアーカイブ化※することにより後世に伝えていく必要があります。
- 近代美術館では、地域ゆかりの美術家の展覧会等を主要事業として実施しています。今後も地域にゆかりのある美術家、作品について常設展示や調査研究を行っていく必要があります。

《今後の主な取組》

- 子どもたちのふるさとへの愛着と誇りの醸成を図るため、地域、関係団体や企業と連携し、様々な体験を通じて地域の産業や歴史、伝統文化などを学ぶ機会の充実を図ります。
- 「佐久市コミュニティスクール」の仕組みを活用し、地域の方々を学校に招き、郷土の伝統工芸・芸能、農作業などを指導していただく機会を設けることで、地域への理解を深める郷土教育に取り組みます。
- 「佐久の先人」「ゆめ・花・さくし」等の本市独自の教材や、学校、地域における教材を活用することで、自分たちが住む地域に興味や愛着を持つとともに、将来ふるさとを誇りに感じ、その魅力を発信できる人材の育成に努めます。
- 「佐久の先人」の功績を学ぶため「わがまち・佐久市民講座」や、講演会などを関係機関や関係団体と連携し開催するほか、動画配信サービスYoutubeなども活用し、情報発信することで市民がより身近に学べる機会の提供に努めます。
- こども考古学教室、出前講座、遺跡調査報告会等の開催により、文化財及び郷土の歴史に対する興味と理解を促進するとともに、旧中込学校・龍岡城跡などの文化財や考古遺物展示室を教育資料として活用を図り、市民が文化財及び郷土の歴史を学ぶ機会を創出します。また、香坂山遺跡については後期旧石器時代の貴重な遺跡であることから、必要な調査を行い国史跡指定に向けて取り組みます。

※佐久の先人：佐久市にゆかりのある先人の業績や人となりを後世に伝えるため、先人の選定、調査・検討成果の公表や活用を行う佐久の先人検討事業により作成された冊子

※アーカイブ化：消してはいけないデータを長期保存するために、専用の保存領域に安全にデータを保存すること

- 図書館では、今後も「佐久の先人」などに関係するミニ講座等を開催するとともに、先人を始め、郷土に関わる図書館資料の展示なども行うことで、多様な学習機会の提供に努めます。
- 図書館では、貴重な資料のアーカイブ化^{*}の推進と、電子図書館を活用した文化財資料の提供を推進します。
- 近代美術館では、地域にゆかりのある美術家について、調査研究、記録を実施するとともに、展覧会により市民が作品に触れる機会を創出します。

I 文化財の保護・継承と学びとしての活用

《現状と課題》

- 文化財の滅失や散逸などの防止を図り、文化財を永く将来に継承するため、文化財をまちづくりや学びに生かしながら、その継承に取り組む必要があります。
- 少子化による人口減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域で守り、継承されてきた、特色ある神事芸能等の行事が実施できず、民俗文化財を継承することが困難な状況が続いています。

《今後の主な取組》

- 文化財所有者等への定期的な状況調査等を実施することにより、文化財の保護・保存に努めます。
- 無形民俗文化財の後継者の育成など、貴重な文化財を後世に伝えるため、保存会や所有者などへの支援を引き続き行います。
- 市有文化財については管理を適切に行うとともに、その存在と意義等を市民に広く周知することに努めます。また、国史跡である龍岡城五稜郭については「史跡龍岡城跡整備基本計画」に基づく整備を計画的に進めるとともに、佐久の先人である築城主の松平乗謨（大給恒公）の顕彰事業を進めるなど、市民の郷土に対する誇りや愛着の醸成に資する事業に取り組みます。

◎施策の基本目標（8）ふるさとと世界の歴史・文化の学びと理解の促進 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
「佐久の先人」冊子の販売冊数	139冊	150冊

学びの場を「ととのえる」 ～人づくり、まちづくり～

(9) 学びを支える学習環境の充実

ア 学校教育施設の充実

《現状と課題》

- 学校教育施設の築年数等を踏まえ、長寿命化計画に基づき管理・設備の更新や、施設の集約化を行う必要があります。
- 策定した学校施設の長寿命化計画の実施に向けて、改修内容や改修時期についての課題の整理を進めています。今後の施設整備・改修は、学校施設の長寿命化計画に基づき、必要性や緊急性を判断しながら進める必要があります。
- 令和4年度に臼田地区新小学校の校舎建築工事が竣工しました。新小学校開校後の令和5年度には、校庭等の整備を予定していることから、児童の安全を確保しつつ、計画的に整備を進める必要があります。
- 令和4年度に児童数の増加に対応するため行った佐久平浅間小学校の増築工事が竣工しました。今後、同様に生徒数の増加が見込まれている浅間中学校における教室不足の解消に向けた取組を推進する必要があります。
- 適正な学校規模を維持していくため、大規模な開発や宅地造成が続き人口が増加傾向にある浅間地区や、人口減少が進み学級数の減少が起きている地区など、社会動態等の地域の特性を考慮した中長期的な児童生徒数の推計を引き続き行い、将来の学校の規模がどうなるか注視していく必要があります。
- 学校給食衛生管理基準を満たしていない施設の改修及び修繕を図る必要があります。給食施設や厨房機器等について、耐用年数経過、経年劣化により性能の低下などが生じる場合があることから、安全な給食を提供するため、計画的な機器の更新や改修を図る必要があります。
- 臼田地区新小学校の開校により、臼田地区内の4小学校が閉校するため、各校の閉校後の跡地利用を検討する必要があります。

《今後の主な取組》

- 学校施設の長寿命化計画に基づき、必要となる改修内容、改修時期についての整理を行い、各学校の状況等を踏まえ計画的に改修等の検討を進めます。
- 臼田地区新小学校整備事業については、令和5年度2学期からの校庭の供用開始に向け、安全かつ計画的に整備を推進します。

- 地区内の人口が増加傾向にあり、生徒数の増加が見込まれる浅間中学校においては、生徒数の増加状況を踏まえた対策を計画的に実施します。
- 住民基本台帳を基にした将来の児童生徒数の推計に加え、社会増減を加味した推計を毎年度実施し、その結果を関係区長や学校と共有しながら、教室数の確保や適正な学校規模の維持に努めます。
- 児童生徒数の推移や施設の老朽化等を考慮しながら、施設の改修、長寿命化、集約化などを計画的に進めます。
- 施設・設備の老朽化が進んでいる学校給食浅科センターについては、令和8年度を目途に学校給食望月センターとの集約化を推進します。
- 閉校となった学校施設の跡地利用について検討を進めます。

イ 社会教育施設の充実

《現状と課題》

- 社会教育施設の利用状況や築年数、各々の施設の持つ役割を踏まえ、佐久市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき管理・設備の更新や、施設の複合化・多機能化等を行う必要があります。
- 近代美術館では、博物館法の改正（令和4年）にともない、新しい博物館法の規程に則った運営をする必要があります。
- 近代美術館では、収蔵資料数に対して収蔵スペースが不足していることから、収蔵資料の保管方法等を検討していく必要があります。
- 文化施設には歴史的価値の高い美術品や資料等が保管されており、これらをデータ化し閲覧や公開等を行う中で幅広く広報を図る必要があります。
- 中央図書館は、建築後43年が経過し施設の老朽化が著しく、躯体や設備等の全体的な劣化が進んでいるため、個別施設計画に基づき、他施設との複合化も視野に入れながら建替再整備の検討を進める必要があります。
- 貸館系施設やスポーツ施設等の指定管理施設においては、市民誰もが気軽に利用しやすい施設の環境づくりと施設の利用促進を図るため、指定管理者と連携し、効果的かつ効率的な施設の管理運営に努める必要があります。

《今後の主な取組》

- 誰もが、いつでも社会教育活動を行うことができる環境を整備するため、佐久市公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等に基づき維持管理を行うとともに、施設の統廃合を含め計画的に設備の更新等を行うことで機能の充実を図ります。
- 様々な世代が気軽に学習に取り組めるよう、市民ニーズを踏まえた公民館学習室等の機能強化や、社会教育施設内のWi-Fi環境の充実を図ります。また、居場所としても誰もが気軽に利用出来るよう施設の環境づくりに努めます。
- 生涯学習センター（野沢会館）は、令和4年度に本体の建設工事が完了し、令和6年度までに駐車場（外構）整備工事を完了する予定となっていることから、利用者の安全を確保しながら計画的に整備を推進します。
- 近代美術館では、登録博物館の基準に適合しているか確認し、登録審査に向けて準備します。また、収蔵資料を適切に保管するため、収蔵資料の保管方法等を検討します。
- 市民の文化・芸術活動拠点として、指定管理者制度*の活用など効果的・効率的な運営に努めるとともに、計画的な整備や設備などの更新を進めます。また、収蔵品のさらなる活用に向け収蔵品管理のデジタル化を推進します。
- 中央図書館の再整備においては、誰もが利用しやすく居心地の良い図書館となるよう機能の充実にも努めるとともに、個別施設計画に基づき、他施設との複合化も視野に入れ計画的に事業を推進します。
- 指定管理者などとの一層の連携により、利用者の利便性やサービスの向上のため、低コスト化や使用料金の電子決済システムなどの検討を推進します。

ウ 学校・地域の安全対策の充実

《現状と課題》

- 全小中学校において佐久警察署員等を講師に迎え交通ルール、自転車の乗り方等の交通安全教室を実施していますが、通学途中などに交通事故が発生しています。児童生徒一人ひとりが自分の命は自分で守るという意識や危険を察知する能力を高めるため、交通安全教室の内容をより充実していく必要があります。
- 小学校入学前後の交通安全指導（佐久市プログラム）として「Risky 7*」の周知に取り組んでいます。歩行中の交通事故は特に7歳で多発していることから、その予防について継続して保護者に啓発していく必要があります。

*指定管理者制度：公の施設について、市の指定を受けた民間事業者が管理運営を行わせることにより、民間のノウハウを活用しながらサービスの向上と経費の削減などを図ることを目的とする制度

*Risky 7：歩行中の交通事故の死傷者数は、7歳及びその前後が突出して多くなっているため、卒園前の保育園・幼稚園、そして小学校の1・2年生の保護者向けに注意喚起するためのメッセージ

- 「佐久市通学路交通安全プログラム※」に基づき、区長を通して提出された、学校等からの交通安全対策の要望箇所について、道路管理者や学校担当者及び区長などの関係者により合同点検を行い、歩道の補修やグリーンベルトの設置など、ハード面での対策や必要に応じて通学路の変更を行う等、安全対策を実施しています。引き続き、児童生徒の通学の安全を確保していくため、取組を推進する必要があります。
- 地域住民で組織する「見守り隊」による登下校時の見守り活動が実施され、不審者への抑止、交通安全対策の面で大きな役割を果たしています。地域における安心・安全のため、今後も、地域ぐるみによる取組が重要となります。
- 長野県警察が小学校の通学路にある、住宅や商店等に協力を依頼し設置している「こどもを守る安心の家」の周知に努める等、関係機関が連携して子どもの安全の確保の取組みを推進する必要があります。
- 子どもたちを取り巻くあらゆる環境に潜む危険に対し、学校、行政、地域や家庭が連携して対応を進める必要があります。
- 全国的に頻発する台風や大雨、地震等の自然災害に対し、児童生徒自ら判断し、行動につなげられるよう防災教育に取り組む必要があります。
- 学校における安全対策については、各学校で作成している危機管理マニュアルにより対応していることから、状況に応じたマニュアルの更新を行うとともに、様々な状況を想定した避難訓練の実施が求められています。

《今後の主な取組》

- 佐久警察署や地域とも連携する中で、交通安全教育の充実を図り、児童生徒の交通事故の減少に向けた取組を推進します。
- 歩行中の交通事故は特に7歳で多発しており、小学校の入学前後における、「自分で安全確認する力を育む」交通安全指導が重要であることから、引き続き、交通安全指導（佐久市プログラム）として「R i s k y 7」の周知に取り組めます。
- 「佐久市通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の安全点検を行い、危険箇所については、関係機関と連携を図りながら、安全対策を実施する等、改善に向けた取組を推進します。
- 地域や関係機関と連携した取組として、「こどもを守る安心の家」や、通学を地域で守る「見守り隊」といった、地域で児童生徒を見守る体制づくりを推進します。また、何かあったときに地域の方に助けを求められる「SOSの出し方」について、児童生徒への指導に努めます。

※通学路交通安全プログラム：これまで実施した通学路安全点検を一過性とせず、通学路の安全確保に向け継続的に取り組むため、関係機関との連携体制を構築し、策定した通学路の安全確保に関する取組の方針

- 地震や自然災害の知識や備えについて、授業で学ぶ機会を設けるとともに、過去の災害の教訓等から、各学校で適切な災害対応が取れるよう、常に対策・対応の見直しを図ります。
- 児童生徒が主体的に行動できるように、様々な状況を想定した避難訓練を計画的に実施するなど、防災教育の充実を図ります。また、教職員についても実際の災害の際に慌てずに、児童生徒、自分自身の安全の確保ができるよう防災に対するスキルアップを図ります。
- 近年の公共施設等への爆破予告への対応や、令和元年東日本台風災害での教訓を生かすなど、環境や社会の変化などにも応じて、各学校の危機管理マニュアルを更新し、学校の安全管理に努めます。

I カリキュラム・マネジメントと授業改善に係る支援の充実



《現状と課題》

- よりよい学校教育がよりよい社会を創るという考えを共有し、地域を始めとする社会と連携・協働しながら、変化の激しい時代に必要な資質・能力、生きる力を育む「社会に開かれた教育課程」を実現する必要があります。
- 各学校の教育目標を実現するため、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立て編制した教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上に取り組む必要があります。
- 各学校の教育全体を鳥瞰できるグランドデザインを作成し、公表しています。各学校の特色を生かした魅力のある教育課程づくりにおいては、その姿を分かりやすく教職員や児童生徒、保護者、地域に示すグランドデザインの作成が重要となります。
- 各学校の教育目標の達成につながるかどうか、学校において教育課程の実施状況を確認、評価し、改善を図る必要があります。
- 各学校において教員同士で情報を共有するなど、授業改善への取組を行っています。児童生徒の成長へとつながる取組を学校間で共有するなど、より効果的な授業改善への取組を支援する必要があります。
- 学校や地域の実態を把握した上で、地域との連携を図る等、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともに、その改善を図る必要があります。

《今後の主な取組》

- 本市の目指す教育理念と、各学校の教育目標、教育課程が有機的につながるとともに、学びの視点による各学校の「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた取組を支援します。

- 各学校の教育目標と教育課程、教育課程と授業がつながっているか、また、それらが児童生徒、地域、学校の実態に応じたものになっているか各校で確認するとともに、分かりやすく、「学び」を見通したグランドデザインの作成に向けて支援します。
- 各学校で教育課程の実施状況を適宜評価し、改善を図ることで、教職員・児童生徒・保護者・地域等と連携する中で、組織的に教育活動の質の向上を図ります。
- 教師同士が連携し、効果的な授業改善ができるよう、各学校での取組を共有する等、学校における授業改善への取組を支援します。
- 各学校で人、物、金、情報、時間などの教育資源や、児童生徒、地域における資源を適切に把握し、組織的かつ計画的、継続的に教育活動が行えるよう支援します。また、学校での様々な業務の効率化を支援することで、カリキュラムマネジメントの充実を図ります。

オ 教職員の働き方改革の推進



《現状と課題》

- 市内小中学校の教職員一人ひとりが心身の健康を保ちながら、生き生きとやりがいを感じて豊かな教職員生活を送るとともに、学校内外での学びや自己研鑽、ワークライフバランス*の実現を図ることで、質の高い学びを実現する必要があります。
- 変化の激しい時代において、新型コロナウイルス感染症への対応といった予想もできない事態への対応をはじめ、一人一台タブレット端末の導入が完了した ICT 機器を活用した教育の推進など、様々な状況の変化に学校、教職員が対応できるよう支援に努める必要があります。
- 学校では、教師が本来行うことが期待されている授業や生徒指導等の業務以外に携わる時間も多ことから、人的支援や業務の効率化の支援など行っていく必要があります。
- 教職員の健康増進と休暇取得促進を図るため、市立小中学校では、夏休み中に学校に誰も出勤しない「学校リフレッシュ・ウィーク」を設けています。教職員の健康の維持及び福祉の増進並びにワークライフバランスの実現を図るため、休暇の取得促進や時間外勤務を減らすよう取り組む必要があります。

※ワークライフバランス：働くすべての方々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方』のこと。仕事がかうまくいっていると私生活でも心のゆとりを持つことができ、また、私生活が充実することで仕事のパフォーマンスも上がるという好循環を目指すこと

- 中学校の部活動では、生徒数の減少により、学校単位での活動の維持が困難になっています。また、競技経験のない教師が指導せざるを得ない場合がある等、教師にとって大きな業務負担となっていることから、国が示している部活動の地域移行の動向も注視しつつ、部活動指導員の活用を推進するなど、部活動の今後の在り方を検討する必要があります。

《今後の主な取組》

- 教職員の働き方改革を実現するため、本市における働き方改革の推進の基本方針の取りまとめ、計画的に取組を推進します。
- 県が進める全県統一の校務支援システム*の導入を検討するなど、ICTを活用することで、円滑な校務管理を推進することにより、教職員の業務の見直し等を行い勤務環境の改善に努めます。
- 各小中学校に各種加配職員や支援員等を配置し、学校における授業や業務の支援に努めます。
- 教職員の健康の維持及び福祉の増進並びにワークライフバランスの実現を図るため、客観的な勤務時間の管理や、「学校リフレッシュ・ウィーク」などの休暇取得の促進などに取り組むとともに、教科担任制の導入など学校の体制づくりを含む業務の改善など勤務負担の軽減に向けた取組を推進します。
- 中学校の部活動において、専門的な知識・技能を有する部活動指導員を配置することにより、部活動の充実、活性化及び教職員の負担軽減を図るとともに、生徒、保護者、地域、スポーツ・文化関係団体、学校等が連携した部活動の地域移行に向けた検討を推進します。

◎施策の基本目標（9）多学びを支える学習環境の充実 数値目標

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
児童、生徒が利用する教室へのエアコン設置割合	普通教室：87.5% 特別教室：16.6%	普通教室：96%以上 特別教室：64%以上 全国(R4.9)設置率以上
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
貸館系施設の利用件数	16,475件	20,600件
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
観覧系施設の入館者数	23,876人	27,000人

*校務支援システム：多忙な教員の業務負担を軽減し、児童・生徒に必要な指導を行うために活用されており、校務情報を集約し共有することによって、効率的に校務を処理することができるツール

成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
市立図書館の入館者数【再掲】	232,215人	300,000人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
スポーツ施設延べ利用者数	538,797人	830,000人
成果指標	実績値（令和3年度）	目標値（令和8年度）
街頭補導活動回数	195回	230回

※令和3年度の実績値においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、値の低いものがありますが、新型コロナウイルス感染症終息後の増加も見据え目標を設定しています。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

教育、学びは多くの市民、学校、関係機関、団体、行政が一体となって社会全体で担うものであり、本計画の推進に当たっては、教育委員会が中心となり、学校、家庭、地域、関係機関、団体等がそれぞれの役割を果たせるよう、連携・協働しながら各施策に取り組みます。

また、本計画をより円滑に推進するためには、市民が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、本市ホームページ等を活用し、情報発信を行い、本計画の周知・共有・理解に努めます。

2 進行管理

本計画の進行管理にあたっては、計画（P）、実行（D）、評価（C）、改善（A）の4段階を繰り返すことによる「PDCAサイクル」の考え方によることを基本とし、進行状況の確認・評価を行うとともに、それぞれの分野において、課題の抽出・改善を図りながら事業の推進に努めます。

なお、施策の実施状況や数値目標における評価については、目標の達成状況や社会情勢の変化などを踏まえた見直しを必要に応じて実施し、計画の適切な進行管理に努めます。

参考資料

1 教育委員名簿

職名	氏名	任期
教 育 長	吉岡 道明	令和3年5月18日～
教育長職務代理者	井出 忠臣	令和3年5月18日～
委 員	小林 尚美	令和元年5月18日～
委 員	宇都宮 通孝	令和2年5月18日～
委 員	吉澤 貴靖	令和3年5月18日～

2 佐久市教育振興基本計画策定の経過

(1) 教育委員定例会・教育委員協議会等 23回

開催日	内容等
令和3年2月15日	計画策定について説明
令和3年5月27日	現計画における数値目標達成状況と今後の取り組みの説明
令和3年7月8日	計画策定方針の説明
令和3年8月12日	計画策定方針について協議
令和3年8月26日	計画策定に向けたスケジュールの説明
令和3年9月3日	計画策定に向けたスケジュールの協議
令和3年10月14日	計画策定に向けた検討組織の説明
令和3年11月11日	計画構成の協議(1)
令和3年12月16日	計画構成の協議(2)
令和4年1月6日	計画構成の協議(3)
令和4年3月22日	次年度以降の事業計画と検討組織の協議
令和4年5月25日	骨子案について協議
令和4年6月2日	今後の策定スケジュールについて協議
令和4年6月30日	骨子案パブリックコメント意見に対する考え方について協議
令和4年7月14日	骨子案パブリックコメント意見に対する考え方について協議
令和4年8月29日	社会教育委員会議にて素案の協議
令和4年9月20日	素案について協議

令和4年9月28日	素案について協議
令和4年9月30日	社会教育委員会議にて素案の協議
令和4年10月13日	教育委員と社会教育委員との合同会議
令和4年11月10日	素案について協議
令和5年1月26日	素案パブリックコメント結果について説明・計画案について協議
令和5年2月22日	定例会にて策定

(2) 打ち合わせ・意見交換等 15回

開催日	会議名等	内容等
令和3年8月20日	教育委員打ち合わせ	計画策定に向けたスケジュールについて
令和3年12月27日	教育委員打ち合わせ	計画構成について
令和4年1月14日	教育委員打ち合わせ	計画内容について
令和4年4月8日	教育委員打ち合わせ	骨子案について
令和4年4月14日	佐久市校長会	計画策定に向けて
令和4年4月15日	教育委員打ち合わせ	骨子案について
令和4年4月22日	教育委員打ち合わせ	骨子案について
令和4年4月27日	教育委員打ち合わせ	骨子案について
令和4年6月17日	教育委員打ち合わせ	骨子案パブリックコメントについて
令和4年7月7日	佐久市校長会	計画策定について
令和4年8月2日	佐久市教頭会	計画策定について
令和4年10月6日	教育委員打ち合わせ	素案について
令和4年10月12日	教育委員打ち合わせ	素案について
令和4年10月26日	臨時佐久市校長会	素案について
令和4年11月2日	教育委員打ち合わせ	素案について

(3) 佐久市議会

開催日	会議名	内容等
令和4年5月25日	書面による情報提供	骨子案について
令和4年12月9日	全員協議会	素案について

(4) パブリックコメント

開催日	内容等
令和4年5月26日～6月8日	骨子案について
令和4年12月21日～令和5年1月10日	素案について

(5) 庁内会議

開催日	会議名等	内容等
令和4年5月12日	企画調整幹事会	骨子案について協議
令和4年5月19日	企画調整委員会	骨子案について協議
令和4年11月10日	企画調整幹事会	素案について協議
令和4年11月22日	企画調整委員会	素案について協議
令和5年2月16日	部長会議	計画案について協議

議案第5号

佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について

佐久市教育委員会組織規則（平成17年佐久市教育委員会規則第5号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 2月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 2月 日
佐久市教育委員会

佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

【改正理由】

これは、令和5年4月1日付けで、市の組織機構及び分掌事務の見直しを行うことに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

佐久市教育委員会組織規則（平成17年佐久市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号の表中

「

スポーツ推進係	スポーツ施設係
---------	---------

」

を

「

スポーツ推進係	スポーツ施設係	国民スポーツ大会準備係
---------	---------	-------------

」

に改める。

別表中

「

スポーツ課	スポーツ推進係	1	社会体育に関すること。
		2	スポーツ推進委員会及びスポーツ推進審議会に関すること。
		3	体育団体の指導育成に関すること。
	スポーツ施設係	1	社会体育施設の整備計画に関すること。
2		体育施設の貸出しに関すること。	

」

を

「

スポーツ課	スポーツ推進係	1	社会体育に関すること。
		2	スポーツ推進委員会及びスポーツ推進審議会に関すること。
		3	体育団体の指導育成に関すること。
	スポーツ施設係	1	社会体育施設の整備計画に関すること。
		2	体育施設の貸出しに関すること。
	国民スポーツ大会準備係		国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表
 ○佐久市教育委員会組織規則（平成17年4月1日佐久市教育委員会規則第5号）

新		旧	
<p>(事務局及び教育機関の内部組織等) 第2条 事務局に次の各号に掲げる部を置き、その下に、内部組織として、当該各号の表の左欄に掲げる課又は室（以下「課等」という。）を置き、それぞれの課等に同表の右欄に掲げる係を置く。 (1) 略 (2) 社会教育部</p>		<p>(事務局及び教育機関の内部組織等) 第2条 事務局に次の各号に掲げる部を置き、その下に、内部組織として、当該各号の表の左欄に掲げる課又は室（以下「課等」という。）を置き、それぞれの課等に同表の右欄に掲げる係を置く。 (1) 略 (2) 社会教育部</p>	
課等名	係名	課等名	係名
生涯学習課	生涯学習係 公民館係 青少年係	生涯学習課	生涯学習係 公民館係 青少年係
文化振興課	文化振興係 文化施設係 文化財保護係 文化財調査係	文化振興課	文化振興係 文化施設係 文化財保護係 文化財調査係
スポーツ課	スポーツ推進係 国民スポーツ大会準備係	スポーツ課	スポーツ推進係 スポーツ施設係
2及び3 略		2及び3 略	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
部	課等	部	課等
社会教育部	生涯学習課 略	社会教育部	生涯学習課 略
	文化振興課 略		文化振興課 略
	スポーツ課		スポーツ推進係
	1 社会体育に関すること。		1 社会体育に関すること。
	2 スポーツ推進委員会及びスポーツ推進審議会に関すること。		2 スポーツ推進委員会及びスポーツ推進審議会に関すること。
	3 体育団体の指導育成に関すること。		3 体育団体の指導育成に関すること。
	1 社会体育施設の整備計画に関すること。		1 社会体育施設の整備計画に関すること。
	2 体育施設の貸出しに関すること。		2 社会体育施設の整備計画に関すること。
	国民スポーツ大会準備係		国民スポーツ大会準備係
	国民スポーツ大会準備係		国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。
			2 体育施設の貸出しに関すること。
			2 体育施設の貸出しに関すること。

附 則（令和 年 月 日佐久市教育委員会規則第 号）
 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

佐久市教育委員会組織規則 (平成17年4月1日教育委員会規則第5号)

最終改正:令和4年2月17日教委規則第1号

改正内容:令和4年2月17日教委規則第1号 [令和4年4月1日]

○佐久市教育委員会組織規則

平成17年4月1日教育委員会規則第5号

改正

- 平成18年3月31日教委規則第1号
- 平成19年3月27日教委規則第1号
- 平成20年3月28日教委規則第1号
- 平成20年3月28日教委規則第5号
- 平成22年3月29日教委規則第8号
- 平成22年4月1日教委規則第9号
- 平成23年3月28日教委規則第2号
- 平成24年4月1日教委規則第1号
- 平成25年3月29日教委規則第3号
- 平成26年3月27日教委規則第2号
- 平成27年3月24日教委規則第1号
- 平成27年3月24日教委規則第2号
- 平成27年3月24日教委規則第4号
- 平成29年3月23日教委規則第1号
- 平成31年2月21日教委規則第2号
- 令和2年7月27日教委規則第2号
- 令和4年2月17日教委規則第1号

佐久市教育委員会組織規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項に規定する佐久市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）並びに法第30条に規定する教育機関及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設のうち佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する施設（以下単に「教育機関」という。）の組織、事務分掌等について定めるものとする。（事務局及び教育機関の内部組織等）

第2条 事務局に次の各号に掲げる部を置き、その下に、内部組織として、当該各号の表の左欄に掲げる課又は室（以下「課等」という。）を置き、それぞれの課等に同表の右欄に掲げる係を置く。

(1) 学校教育部

課等名	係名
学校教育課	総務係 学務係
教育施設課	学校施設管理係 教育施設建築係

(2) 社会教育部

課等名	係名
生涯学習課	生涯学習係 公民館係 青少年係
文化振興課	文化振興係 文化施設係 文化財保護係 文化財調査係
スポーツ課	スポーツ推進係 スポーツ施設係

2 教育機関は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該教育機関の所属は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

教育機関	所属
佐久市学校設置条例（平成17年佐久市条例第195号）に規定する小学校及び中学校	学校教育部
佐久市学校給食センター条例（平成17年佐久市条例第197号）に規定する学校給食センター	
佐久市生涯学習センター条例（平成17年佐久市条例第199号）に規定する生涯学習センター	社会教育部
佐久市公民館条例（平成17年佐久市条例第204号）に規定する公民館	
佐久市立図書館条例（平成17年佐久市条例第205号）に規定する図書館	
佐久市天体観測施設条例（平成17年佐久市条例第206号）に規定する天体観測施設	
佐久市鎌倉彫記念館条例（平成17年佐久市条例第207号）に規定する鎌	

倉彫記念館
佐久市少年センター条例(平成17年佐久市条例第208号)に規定する少年センター
佐久市体育施設条例(平成17年佐久市条例第211号)に規定する体育施設
佐久市立近代美術館条例(平成17年佐久市条例第213号)に規定する近代美術館
佐久市立天来記念館条例(平成17年佐久市条例第214号)に規定する天来記念館
佐久市コスモホール条例(平成17年佐久市条例第215号)に規定するコスモホール
佐久市臼田文化センター条例(平成17年佐久市条例第216号)に規定する文化センター
佐久市交流文化館浅科条例(平成17年佐久市条例第217号)に規定する交流文化館
佐久市駒の里ふれあいセンター条例(平成17年佐久市条例第218号)に規定するふれあいセンター
佐久市立望月歴史民俗資料館条例(平成17年佐久市条例第219号)に規定する歴史民俗資料館
佐久市五郎兵衛記念館条例(平成17年佐久市条例第220号)に規定する五郎兵衛記念館
佐久市重要文化財旧中込学校及び資料館条例(平成17年佐久市条例第222号)に規定する重要文化財旧中込学校及び資料館
佐久市川村吾蔵記念館条例(平成22年佐久市条例第17号)に規定する川村吾蔵記念館
佐久市市民創練センター条例(平成27年佐久市条例第23号)に規定する市民創練センター
佐久市佐久平交流センター条例(平成27年佐久市条例第17号)に規定する佐久平交流センター

3 前項に規定する教育機関の内部組織は、別に定める。

(事務局及び教育機関の事務分掌)

第3条 前条第1項に規定する事務局の課等及び係の分掌する事務は、別表のとおりとする。

2 前条第2項に規定する教育機関の分掌する事務は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月31日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月27日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日教委規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。(後略)

附 則(平成20年3月28日教委規則第5号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日教委規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年3月30日から施行する。(後略)

附 則(平成22年4月1日教委規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月27日教委規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月24日教委規則第1号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(佐久市教育委員会組織規則の一部改正に伴う経過措置)

6 在職特例期間においては、第5条の規定による改正後の佐久市教育委員会組織規則の規定は適用せず、同条の規定による改正前の佐久市教育委員会組織規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則 (平成27年3月24日教委規則第2号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日教委規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日教委規則第1号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月21日教委規則第2号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月27日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月17日教委規則第1号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

部	課等	係	分掌事務	
学校教育部	学校教育課	総務係	1 部の庶務及び調整に関すること。	
			2 教育施策の企画立案に関すること。	
			3 学校施設の設置及び廃止に関すること。	
			4 部の建設工事請負人等選定委員会に関すること。	
			5 事務局及び教育機関の連絡調整に関すること。	
			6 教育長の日程調整に関すること。	
			7 公印の管守に関すること。	
			8 教育委員会の会議に関すること。	
			9 県教育委員会及びその他関係機関、団体事務局等との連絡調整に関すること。	
			10 教育委員会規則等の制定又は改廃に関すること。	
			11 教育委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。	
			12 事務局及び教育機関に置かれる職員(県費負担教職員を除く。)の研修及び福利厚生に関すること。	
			13 教育に係る調査及び統計に関すること。	
			14 私立学校(幼稚園を除く。)に関すること(大学誘致に関するものを除く。)	
			15 奨学金に関すること。	
			16 教育行政に係る相談に関すること。	
			17 他の部課等に属さないこと。	
			学務係	1 学齢児及び学齢生徒の就学に関すること。
				2 学校の組織編成及び教育課程に関すること。
				3 教科書及び教材教具に関すること。
			4 就学時の健康診断に関すること。	
			5 児童、生徒及び教職員の保健、安全及び福利厚生に関すること。	
			6 通学区の設定及び変更に関すること。	
			7 県費負担教職員の内申その他の人事に関すること。	
			8 学校教職員の研修に関すること。	
	教育施設課	学校施設管理係	1 教育財産の管理に関すること。	
			2 施設台帳の整理保管に関すること。	
			3 学校施設、設備及び備品に関すること。	
			4 教職員住宅に関すること。	
			5 学校の環境衛生に関すること。	
		教育施設建築係	1 教育委員会の所管に係る施設の営繕に関すること。	
			2 教育委員会の所管に係る施設の建築設計業務及び監理業務に関すること。	
社会教育部	生涯学習課	生涯学習係	1 部の庶務及び調整に関すること。	
			2 部の建設工事請負人等選定委員会に関すること。	
			3 社会教育機関の設置、管理及び廃止に	

		<p>関すること。</p> <p>4 社会教育委員等の委嘱及びこれらの会議に関すること。</p> <p>5 社会教育に係る調査及び統計に関すること。</p> <p>6 生涯学習の振興に関すること。</p> <p>7 コネスコ活動に関すること。</p> <p>8 視聴覚教育に関すること。</p> <p>9 生涯学習資料の刊行、情報交換、調査研究に関すること。</p>
	公民館係	<p>1 公民館運営審議会に関すること。</p> <p>2 佐久市民会館の管理及び運営に関すること。</p> <p>3 佐久市市民創練センターの管理及び運営に関すること。</p> <p>4 佐久市駒の里ふれあいセンターの管理及び運営に関すること。</p> <p>5 公民館、地区館及び地域公民館内の連絡調整に関すること。</p> <p>6 公民館活動の振興に関すること。</p> <p>7 図書、資料等の整備及び利用に関すること。</p> <p>8 公民館報に関すること。</p>
	青少年係	<p>1 青少年の育成に関すること。</p> <p>2 青少年のための社会環境浄化に関すること。</p> <p>3 青少年関係団体の育成に関すること。</p> <p>4 少年センターに関すること。</p> <p>5 子ども交流に関すること。</p>
文化振興課	文化振興係	文化の振興に関すること。
	文化施設係	1 事務局及び教育機関内の他の課等の所管する文化施設以外の文化施設の管理及び運営に関すること。
		2 文化施設の整備に関すること。
	文化財保護係	1 文化財保護審議会等に関すること。
		2 文化財の保護及び活用に関すること。
		3 指定文化財に関すること。
4 旧中込学校の管理及び運営に関すること。		
	5 島崎藤村旧宅の管理及び運営に関すること。	
	6 市町村誌に関すること。	
	文化財調査係	文化財の調査に関すること。
スポーツ課	スポーツ推進係	1 社会体育に関すること。
		2 スポーツ推進委員会及びスポーツ推進審議会に関すること。
		3 体育団体の指導育成に関すること。
	スポーツ施設係	<p>1 社会体育施設の整備計画に関すること。</p> <p>2 体育施設の貸出しに関すること。</p>

議案第6号

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱の制定について

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 2月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 2月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱

【制定理由】

これは、佐久市立中学校において生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、市立中学校の運動部活動の地域移行に係る方向性を検討する佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会を設置しようとするものであります。

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市立中学校（以下「市立中学校」という。）の生徒が少子化の中でも将来にわたり、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保するため、運動部活動の在り方を検討する佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、運動部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。

- (1) 運動部活動の地域移行に係る方向性に関する事項
- (2) 運動部活動の地域移行に係る具体的施策に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運動部活動の地域移行に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が選任する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 地域スポーツ団体の代表者
- (3) 市立中学校長
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 専門的な事項について協議し、及び検討するため、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する者をもって組織する。

3 部会に、部会長及び副部会長各1人を置き、部会に属する委員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の状況及び結果を会長に報告する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、社会教育部スポーツ課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

議案第7号

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱の
制定について

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱（平成27年佐久市教育委員会告示第1
0号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 2月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 2月 日
佐久市教育委員会

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

【改正理由】

これは、行政改革推進本部会議における審議に基づき、原則として全ての補助金等に終期設定を行い、一定の周期に基づいて見直しを図る必要があることから、本要綱について、終期を設定しようとするものであります。

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱（平成27年佐久市教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表
○佐久市スポーツ振興補助金交付要綱（平成27年3月24日佐久市教育委員会告示第10号）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則 (施行規則)</p> <p>1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 (この要綱の失効)</p> <p>2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。 様式第1号中「㊦」削除</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和 年 月 日佐久市教育委員会告示第 号) この要綱は、告示の日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">様式第1号 略</p>

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱(平成27年3月24日教育委員会告示第10号)

最終改正:

改正内容:平成27年3月24日教育委員会告示第10号[平成27年4月1日]

○佐久市スポーツ振興補助金交付要綱

平成27年3月24日教育委員会告示第10号

佐久市スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青少年のスポーツ活動を促進し、競技力の向上を図るため、スポーツ活動を行う市内の団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久市補助金等交付規則(平成17年佐久市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、佐久市スポーツ少年団に登録している団体(以下「スポーツ少年団」という。)であって、市内に競技又は練習を行うための施設がないスポーツ活動を行うものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条のスポーツ少年団に所属する団員(市内に住所を有する者に限る。)が、当該スポーツ少年団の活動(競技大会への出場を除く。)において使用する市外の体育施設、競技施設等の入場料及び使用料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、佐久市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が別に定める額を上限とする。

(変更交付申請)

第5条 補助金の交付決定を受けた者は、スポーツ少年団に所属する団員数の変更等により補助金の額に変更が生じたときは、佐久市スポーツ振興補助金変更交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 変更後の活動計画書
- (2) 変更後の収支予算書
- (3) その他教育委員会が必要と認める書類

(変更交付決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、佐久市スポーツ振興補助金変更交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。